

平成29年度 半田市補助金等判定会議要旨

平成29年10月11日（水）、12日（木）、13日（金）、半田市役所庁議室において、補助金等判定会議（市民委員審査）を開催したので、その要旨について下記のとおり記録する。

記

出席者

委員（敬称略）

議長 堀寄 敬雄

市民委員 3名

庁内委員 竹部 益世

滝本 均

担当課

（10月11日）生涯学習課、市民協働課、都市計画課、地域福祉課

（10月12日）高齢介護課、子育て支援課、建築課、経済課、防災交通課

（10月13日）経済課、企画課、建築課、学校教育課

事務局（総務課）

課長 江原 包光

主査 内田 由比子

目次

《10月11日（水）》

1. 「半田市文化協会事業費補助金」(生涯学習課) … 1頁
2. 「青少年健全育成活動補助金」(生涯学習課) … 2頁
3. 「コミュニティ環境整備助成金」(市民協働課) … 5頁
4. 「みどりのまちづくり助成金」(都市計画課) … 7頁
5. 「衣浦港振興会負担金」(都市計画課) … 8頁
6. 「半田市社会福祉協議会補助金」(地域福祉課) … 10頁

《10月12日（木）》

1. 「半田市介護予防・日常生活支援総合事業補助金」(高齢介護課) … 13頁
2. 「半田市地域介護予防活動支援事業補助金」(高齢介護課) … 16頁
3. 「半田市認知症カフェ（プラチカフェ）事業補助金」(高齢介護課) … 18頁
4. 「単位老人クラブ助成金」(高齢介護課) … 19頁
5. 「半田市老人クラブ連合会助成金」(高齢介護課) … 21頁
6. 「放課後児童健全育成事業施設整備費等補助金」(子育て支援課) … 23頁
7. 「老朽化建築物取壊補助金」(建築課) … 26頁
8. 「愛知建連技能専門校負担金」(経済課) … 28頁
9. 「防犯カメラ設置費補助金」(防災交通課) … 30頁

《10月13日（金）》

1. 「畜産環境対策推進事業（消臭資材の購入費）」(経済課) … 32頁
2. 「半田市中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金」(経済課) … 34頁
3. 「中心市街地まちづくり支援事業補助金」(経済課) … 36頁
4. 「半田市シティプロモーション推進事業助成金」(企画課) … 39頁
5. 「民間住宅耐震改修費補助金」(建築課) … 41頁
6. 「小中学校長会等負担金」(学校教育課) … 44頁
7. 「愛知県学校保健会負担金」(学校教育課) … 45頁

開 会（市民委員審査：平成29年10月11日（水） 午前9時）

生涯学習課 補助金－2 半田市文化協会事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、昭和54年度から市民の文化意識の向上と芸術文化活動の振興を図ることを目的に交付しているものです。芸術祭等を通して市民が質の高い芸術や芸能等に触れられる機会を提供しており、文化協会会員の文化活動並びに文化事業を振興することが市民の文化意識の高揚と文化の発展につながるものであり、継続的な交付が必要と考えております。

平成30年度の協議額は、市民の文化意識の高揚と文化の発展を図ることができることから、平成29年度協議額と同額としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

なお、昨年度、当該補助金の承認条件として、「本来、補助金を充てるべき事業の整理に着手し、ある一定の方向性を見出すこと。」とのご意見をいただいております。それについては、平成27年度に引き続き平成28年度も文化協会理事との打合せを実施し、予算、中間、決算段階で事業費項目の確認を行い、平成28年度分については、対象事業費と認められないと判断し過交付となった9,687円の返還命令を行うなど、適切な事業実施を指導しました。事前質問について、一つ目は周年基金の会計年度について収支表はないのかという質問ですが、追加資料で周年事業の特別会計についての資料を準備しました。二つ目は、年度繰越金の残高証明と不一致ですが、これはどういうことかという質問ですが、現金保管分と残高証明の金額より既に振り込まれた次年度分の協賛金を差し引いた金額が協議書に記載の繰越金となっています。

【質 疑】

（委 員）5年毎に行っている周年事業は、次回はいつになりますか。

（担当課）平成31年度になります。

（委 員）平成28年度決算報告書と協議書の金額に差があるのはなぜですか。

（担当課）役務費と会議費の一部を返還した分が差になります。

（委 員）補助金対象事業ではないため、補助対象から外したのですか。

（担当課）決算報告書では、市として当初交付した額の金額を収入した金額としています。

（委 員）部門事業費は精査をしていますか。

（担当課）上限30万円として、支払いをしています。部門から提出のあった報告書に関しては、課内で決算の段階で精査をしています。

（委 員）決算後の清算の終わる時期はいつですか。

（担当課）4月の終わりから、5月中になります。

（委 員）平成29年度決算額を見ると、3の事業費の芸術祭費と知多部芸能大

会という欄が別であります。毎年やっている事業と、周年事業は別で計上しているのですか。

(担当課) 通年は芸術祭と芸術劇場がありますが、知多地域の文化協会が持ち回りでやっている大会が今年は半田市で行われるため、知多芸能大会分の費用を計上しています。

(委員) 事務局長はどなたですか、また、事務局員の中にはどんな職員がいますか。

(担当課) 事務局長は文化協会の理事の方、事務局員はアルバイトの方です。

(委員) 全体の 50%は自分で財源を確保していくとよいのではと思います。

(委員) 会場費は減免しているのですか。

(担当課) 雁宿ホールでやっている分は減免しています。

(委員) 協議書に記載のある成果の推移は目標値が変化ありませんが、実績値は伸びているので、再度考える機会はありませんか。目標がもっと増えてもよいのではと思います。

(担当課) より沢山の方に来ていただけるような目標を立てていきたいと思えます。

(委員) 総会の中で基金残高の内容について諮っていないければ、諮るようにしてください。

(担当課) 確認します。していないようであれば諮るようにします。

(委員) 会費はいくら値上げしたのですか。

(担当課) 団体は 1 団体 1,000 円を 3,000 円へ、個人は 1 人 800 円を 1,000 円に変更しました。

【審査結果】承認：A 1 (指示事項)

基金残高を確認すること、また会員獲得をこれからもしていき、財源を半分は確保できるようにしていくこと。

生涯学習課 補助金-3「青少年健全育成活動補助金」

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

この補助金は、平成 3 年度以前から「青少年の健全育成の推進」を図るため交付しているもので、行政が直接実施するより効果的に実施できる青少年の非行防止巡回活動、啓発活動、親子ふれあい事業などの活動を行っており、次代を担う青少年が心豊かに健やかに育つための取組みは重要であることから、継続的な交付が必要と考えております。

平成 30 年度の協議額は 296 万円で、平成 29 年度と同額となります。その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

なお、昨年度、当該補助金の承認条件として、「少年を守る会の会計報告書を統一するとともに、少年を守る会を含めたこの補助金の交付団体の会計処理に

問題があるため、本年度の決算報告より是正を図ること。少年を守る会への地区による支援体制について一定の方向を定めることができるよう検討すること。」とのご意見をいただいておりますが、それらについては、会合において、打合せを行い、青少年健全育成に係る事業費を記載した別様式を提出させることで、予算・決算の様式統一化を図りました。

また、少年を守る会への地域からの支援については、各地区で地域の特性に合った効果的な活動に取り組んでいるため、均一化を図ることは困難ではありますが、各地区少年を守る会の決算状況など情報を共有することでより良い運営が行えるよう協議してまいります。事前質問について、一つ目は、各地区の負担金の割合が違っているのを各地区が認識しているかという質問ですが、各地区が異なる世帯数で決定していることや決算について情報共有は出来ていないため、認識されていないと考えます。今後は補助金判定会議の指摘事項等について会議で情報共有をしていきたいとしています。二つ目は、市から助成金を受けて各校や各園へ助成金として支出しているが、これは下請かのような印象を受けますが、どのように考えていますかという質問ですが、これは少年を守る会全体で行う行事とは別で個別に行うふれあい活動等へ支出するため、適切と考えます。三つ目は、半田市スポーツ少年団は助成金相当額が繰越金として残るが、助成金が多いのか、活動が少ないのかどちらですかという質問ですが、平成29年1月に予定していた事業が悪天候により中止になったが、代替え事業が企画できなかったことがありましたが、今後は代替え事業ができるように指導しました。四つ目は、半田市少年少女発明クラブで交通費実費弁償、記念費、イベント代などは適当な用途でしょうかという質問ですが、体験学習の材料費、創意工夫展までの交通費であるため適当な用途と考えています。五つ目は、少年を守る会の決算は4月末であったり、5月末であったりとなっておりますが、監査報告は3月末となっております。これは適正な監査といえるのでしょうかという質問ですが、監査報告日が適切でないことについては、今後各少年を守る会に話をしていきます。五つ目は少年を守る会では巡視活動がありますが、巡視活動にて補導のあった件数を内容別に教えてくださいとのことですが、具体的な補導という件数としては上がっていません。しかし巡視活動の目的は補導ではなく補導する前に防止することなので、これからも活動を続けていきたいです。

【質 疑】

(委 員) 当日の追加資料は見ている時間がありませんので、今後はないようにしてください。資料の量は多ければよいというものでもありませんので、量を加減してください。

(委 員) 追加資料については、どんな財源かを明確にした資料になりますか。

(担当課) 25万円がどの部分に充てられているかを明確にしている資料になり

ます。市として行っていききたい事業は 25 万円分補助をしていて、それ以外は自主財源で行っています。

- (委員) 巡視活動を行っている対象、時間帯、場所、恰好等を教えてください。
- (担当課) 対象は小中学生、時間帯は夕方から夜間等、花火大会、盆踊り大会等でも行っています。恰好に関しましては、原則自由としています。
- (委員) 問題点としては何かあげられますか。
- (担当課) 社会情勢が変わってきていて、SNS 等で問題が起こる等目に見えない問題が起こることが多くなってきましたが、巡視活動は地域の人が見ていることを示すためにも大切であると考えます。
- (委員) 成果指標に関して、もっと事業の参加人数等具体的なものがよいと考えます。
- (担当課) 年間 3,000 人程の人数の方がご参加いただいておりますが、地域で人数が違ってきますが、指標については今後検討したいと思います。
- (委員) 「少年を守る会」の一部の地区では、収入に会費とありますが、区からの助成金と記載すべきではないですか。
- (担当課) 会費は区費等で支出してもらっているものです。
- (委員) 活動内容報告書が少し簡易すぎるように感じます。
- (担当課) もっと詳しいものがあると思いますので、確認します。
- (委員) ボーイスカウトやガールスカウトのような個人の会費は決算の中に入っていないのですか。これは補助金用の決算書ですか。
- (担当課) 一度確認をします。
- (委員) 半田市少年少女発明クラブの補助金の 25 万円はどのような積算ですか。
- (担当課) 発明クラブ自体は県の組織があり、半田市のクラブはその下部組織です。豊田市等大きな市のクラブは市から約 100 万円の補助金をもらって運営しています。他市とのバランスを考えると、25 万円が妥当であると考えます。また他の団体への補助金とのバランスを考えた上で金額の設定をしました。過去にクラブの運営にあたって資金がなく、一時期活動休止になりましたが、再度団体として活動を再開するということになり、必要経費の一部を補助することになります。
- (委員) 決算の監査資料がありますが、千、万円の単位になっているのは、どういうことですか。生涯学習課では監査をしていますか。適正なものに払われているのか、ちゃんと説明してください。
- (担当課) 全てではないですが、少年を守る会、発明クラブについては、領収書を確認し、精査しています。
- (委員) 飲食代等は、どういう整理ですか。

- (担当課) ふれあい事業のもちつき大会等で飲食するものではなく、景品に支出されています。
- (委員) 青少年健全育成活動補助金という大きな括りではなく、各団体で精査しなければ、精査は難しいと考えます。再分配をした後にも、支出先の確認までしていかないと難しいと思います。
- (担当課) スポーツ少年団は一部の確認をしています。しかし再分配をした後の支出先までは確認をしていません。
- (委員) どういう事業に補助金が充てられているのか、しっかり明確にしていく必要があります。事業を縮小する場合は、補助金の額を減らしてはどうか。
- (担当課) 少年を守る会に、事業を縮小する地区がある場合に、事業を拡大したい地区に再分配することも提案しましたが、すべての地区がさらに事業を進めたいと考えていました。
- (委員) もし事業を強くやりたいと思うなら、財源をどうしていくのか自ら考えていくべきではないのかと思います。事業が大きくなるにつれ、補助金の額を大きくするのではなく、どの部分に補助金を使うのかということを確認にして、用途についてもう一度精査すべきです。
- (委員) 補助金返還分とありますが、どういったお金が入っていますか。
- (担当課) 事業を未実施分に関しては、返還してもらいました。
- (委員) 周年事業に対しての積立金はどのくらい集めるのですか。
- (担当課) 目標の額までは確認をしておりません。

【審査結果】承認：A2（条件付き）

どの部分に補助金を使うのかということを確認にして、用途についてもう一度精査してください。補助金執行後の再分配をしているものがないか、生涯学習課で一度精査をしてください。また、決算額を出す際には、不明額がある場合は明確にするようにしてください。

市民協働課 助成金－2 コミュニティ環境整備助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この助成金は、昭和57年度から、市内各地域のコミュニティ団体等の活動の活性化を図ることを目的に、各団体にとって必要な環境を整える事業を費用面で支援するために助成するものであります。

助成事業の主なものとしては、地域住民が集う、憩いの場である区民館やコミュニティ会館の施設整備や、テントや放送設備などの行事イベントの備品、及びチラシなどを作製する事務用機器の購入などであります。

地域のコミュニティ活動の活性化、活発化に寄与する事業であることから、

今後も継続して支援が必要と考えております。

また、平成 30 年度の協議額は、各地域からの申請内容の精査により、平成 29 年度の予算から 6 千円の増額となっております。申請内訳については、協議書に記載のとおりです。

86 ページをお願いします。項番 5 の前年度の指示事項及び 6 の改善点等についてですが、昨年度、この助成金を承認いただく条件として「来年度の補助金等判定会議までに、適正な協議額が積算できるよう事前調査の時期等の見直しを行うこと。」と、ご意見をいただいております。

このことにつきましては、昨年度までは、毎年 9 月末に実施をしていました「各コミュニティ団体の翌年度の事前申請」を、今年度から 6 月中に実施し、翌年度（平成 30 年度）の助成金の上限を確定した後、補助金等判定会議に申請するよう改善しております。

【質 疑】

(委 員) 継続して申請する団体へは必要に応じて減額する措置を設けたとありますが、誰がこれを決定するのですか。

(担当課) 事務局が決定をします。4 の自治区と 33 の地区コミュニティの中で、5 年間継続して補助金を出したところに関しては、減額すること等を事務局で決定しています。

(委 員) 後々内容が確認できるように要綱等には書いてあるのでしょうか。

(担当課) 要綱の改正については、これから検討していく予定です。

(委 員) 自治区とコミュニティはどう違いますか。

(担当課) 自治区は区の運営を考えていく団体であり、コミュニティは自治区と違い、区を活性化するための行事等を考えていく団体であり、別組織であるという整理です。

(委 員) 総事業費の二分の一という計算をしていますが、補助金の出ない分については自主財源ですか。自治区には自治振興費という補助金が出ていると思うのですが、そちらと精査はしていますか。

(担当課) はい。精査につきまして今後も続けていく予定です。

(委 員) これまでは自治区で全ての活動をしていたが、コミュニティ活動をより活性化させるために、自治区単独ではなく、小学校区の地区コミュニティで盆踊り等のイベントを実施するというように区別するというを将来に向けて考えています。

(委 員) 申請内容として自治区の公民館ホールへの液晶テレビ設置とありますが、これは公民館ではなく協議会の予算という整理ですか。

(担当課) コミュニティ推進協議会の拠点を公民館としており、そこに地域みんなが集まることとなっているため、協議会の予算を使っています。

(委員) 自治総合センターの一般コミュニティ助成とは、当初からの予算と関係ない予算ですか。

(担当課) こちらは宝くじからの助成となっております。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

減額するときのルールを要綱に記載することを条件とします。

都市計画課 助成金－1みどりのまちづくり助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この助成金は、昭和62年度から緑のまちづくり条例に基づき、緑の適正な保全と緑化を推進するため交付しているものであり、平成27年度末で保存樹等指定については50本、生垣設置においては、140件（2,176.8m、H28：2件、35.0m）が実施され、緑地保全並びに緑化推進に寄与しており、今後もみどりのまちづくりの推進が期待できることから、継続的な交付が必要であると考えております。

また、平成30年度の協議額は、積算根拠に記載のとおり、生垣設置は近年の実績から30mとし、1m当たりの助成額が2,000円であるため60,000円を計上しております。保存樹は50本、1本当たりの助成額が2,000円であるため100,000円、また、保存樹のうち市の木であるクロマツについては、松食い虫から守るため3年に一度、樹幹注入を実施しており、保存樹に指定しているクロマツは2本ありますが、30年度につきましては、その内1本を対象とし、必要な薬剤の本数16本分73,600円を計上しております。

合計は233,600円で、前年度より71,600円増額しております。

事前質問の「クロマツの本数」につきましては、先ほど、ご説明申し上げたとおり、指定している本数は2本で、今回対象としている本数は1本であります。その一本に必要な薬剤の本数が16本となっております。

また、「生垣以外の補助」の補助につきましては、昨年度、民有地の緑化として、沿道緑化を新規に提案させて頂きましたが、実施する区域など制度設計を精査するようご指摘を受け、補助金の効果が期待できる区域、たとえばこれから事業が進められるJR半田駅前土地区画整理事業の区域などで再検討していきたいと考えています。また、区域の精査とともに、花壇など補助対象についても検討を行い、緑化推進に寄与するよう考えてまいります。

【質疑】

(委員) 緑化の推進をする上で、緑化助成金を払うことについて、本来の意

味としての助成金の支出は難しいと考えます。多種多様なものに助成金を出すとよいとは必ず言えません。市民の方から市へ緑化を強化してください等の要望等はありませんか。

(担当課) 緑の基本計画を策定する際に、市民アンケートを実施したところ、特にそのような意見はありませんでした。

(委員) 行政からさらに緑化を進めるといようなことは考えていますか。

(担当課) 新たに街が作られていく JR 半田駅前の土地区画整理事業区域の中では、緑化を推進していきたいと考えています。

(委員) 今以上に助成金の PR をする必要があるのではないかと思います。

(担当課) 建築する時が、良いタイミングであるので、建築課で確認申請をする方へ案内をしたり、市報やホームページ等で PR したりしていますが、今後は住宅展示場等でも PR を行っていきたいと考えています。

(委員) 成果の推移は単位が「件」で、積算根拠のところは「m」になっていますが、これはなぜ違う単位なのですか。

(担当課) 一件あたりの延長は平均的な大きさの土地で 15m として、2 件で 30 m 分を計上しています。

(委員) 補助を出したあとは、点検等の確認はしていますか。

(担当課) 点検等はしていませんが、数年に一回は現地の確認をするように指導をしています。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

広報の仕方を見直すこと、新たに花壇等を対象に補助金を出す場合は、制度をもう一度見直すこと。

都市計画課 負担金－4 衣浦港振興会負担金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この負担金は、昭和 34 年から、民の視点での衣浦港の利用促進、地域振興、産業経済の発展のための活動に対し交付しているものであり、この組織の要望活動等が、衣浦港の改善や利用の促進の大きな要因になっています。衣浦港の重点港湾選定（H22 年度）におきましても、この民間の要望活動の貢献度は大きく、（選定基準：民の活力導入が重要な視点）今後もこの組織の活動は不可欠であり、継続的な交付が必要と考えております。

また、協議額につきましては、積算根拠に記載のとおり 3 市 1 町の負担金を定額 60 万とし、特別とん譲与税の分配率で算出しています。

事前の質問の「活動に見合った予算か」につきましては、

この会は、民の立場での衣浦港施設の利用改善の促進、地域振興、地域の産業経済の発展を目的とした組織であり、国・県からは、成長と活力のある港に投資がされることから、これからも発展し続ける港となるように進めていくための活動に見合った予算立てがされていると考えています。なお、繰越金の一部

は、次年度の運転資金となっています。

また、質問の「積立金の使途」につきましては、
前回の 50 周年（平成 19 年度）時には、記念式典・特別記念講演会・記念祝賀会・有名船招致（清龍丸）・日本丸招聘・記念シンポジウム（基調講演・パネルディスカッション）・模型船展示・記念誌発行などの事業が実施され、総事業費約 1 千 100 万円に対し、市衣浦港振興会としては 300 万円を負担しております。

ご提案の災害対策としましては、日頃から会員相互の連携と組織の充実を図るとともに、有識者を招いて講演会を行うなかで、防災知識の普及・啓発を行い、南海トラフ地震等に対応した耐震対策など港湾施設の整備促進の要望を国・県に対して行っています。

担当からの説明は以上です。

【質 疑】

（委 員）今までの経緯を少し説明してください。また、この補助金は、大きな船が入った時にかかる税金である特別とん譲与税の分配率で計算していると思います。そういった中で積立金、繰越金等が多いことについて、事務局に対して意見を伝えたのですか。

（担当課）以前から繰越金、積立金が多いため、負担金は本当に必要なのかというご指摘をいただいておりますが、積立金をどう使っていくのか、繰越金を減らすことはできないのかについて、事務局へ確認をしました。そこで得た回答としましては、積立金は年度で事業費にばらつきをなくす調整のため、衣浦港の周年事業のために充てていくとのことでした。ご指摘のありました、南海トラフ等災害への使途は今後考えていきますとのことでした。

また周年事業は愛知県が主催していますが、国から補助を付けてもらうためには、行政のみでなく港からの要望が大切になっています。それを振興会も理解しており、繰越金を出していかないようにするため、具体的には港の整備・促進だけではなく、より多くの人に港を使ってもらえるようにポート整理等をしていきたいとの意見を頂いています。

（委 員）周年事業としては、50 周年の次は 100 周年ですか。

（担当課）今年が 60 周年であります。中心の事務局である愛知県としては講演会はやるが、50 周年のように大々的には事業をやらないとしています。愛知県としては、100 周年だけでなく、衣浦港としての大きな節目に事業を行いたいとしています。まだ具体的にいつなのかは検討中です。

（委 員）一般会員の方は増減しているのですか。

(担当課) 毎年数人減少しています。

(委員) 何年間も同じ状況であり、積立金、繰越金の多いという現状は変わらないのですか。

(担当課) 衣浦港は、五市三町にまたがる港であるため、現状について、事務局だけでなく関係する市とも話をしています。行政がお金を出す必要があるかどうかも含めて提案をしておりますが、今後もきちんと予算にあった事業を要請していくことが必要であるとの意見でまとまりました。

(委員) 半田市の補助金判定会議での話の内容を伝えることは出来ないのですか。活動も負担金も現状維持ということは考えにくいと思います。

(担当課) お伝えしたところ、事務局からは前向きな意見を頂いています。振興会の事業として、これまで以上に会員の意見を集約し、県に対して要望もしていきたいと考えていますし、また商工会議所等と経済界の強みを生かして事業を行っていきたいとの意見を頂きました。事務局の担当者が変わるという事もあり、これからも継続的に、振興会の運営について意見を言っていく必要性を感じています。

(委員) 負担金であるというのはなぜですか。助成金や補助金として整理し、要綱等を作成してみてもはどうですか。

(担当課) 行政と同じ衣浦港の整備促進、振興発展を目的としていることから、負担金となっています。会員ではありませんので、意見を求められれば意見を言うという立場にあります。

【審査結果】承認：A2（条件付き）

繰越金を減らすように考えること。負担金なのか、助成金なのかを明確にし、定額 60 万円という金額の見直しをしていくこと。また補助金判定会議でこういう意見があるという事を引き続き伝えること。

地域福祉課 補助金－2 半田市社会福祉協議会補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、社会福祉法に基づき本市の地域福祉推進の一翼を担っている半田市社会福祉協議会が各中学校区にて行う地域福祉活動事業に対する補助金です。

専門性を基盤とした継続的な支援、機動性、柔軟できめ細やかな対応など、行政には不足しがちな部分を、行政と同様に公正中立に実施できる当該団体を支援することは、本市の地域福祉を推進するためにも必要であると考えております。

平成 30 年度補助金の協議額は、平成 29 年度と同様の 2,750 万円をお願いい

たします。積算根拠は協議書に記載のとおりです。

半田市社会福祉協議会との委託及び補助のあり方の見直しについては、平成 27 年度に協議・調整、平成 28 年度予算に反映、平成 28 年度決算の状況にて検証することとしております。

また昨年度の承認条件として、相手方との十分な協議をすることを指示いただいております、逐次、検証及び協議を行っております。

平成 28 年度決算では繰越金額が減ることを想定しておりましたが、300 万円弱の増となりました。個々の契約等の人件費は、ほぼマイナスとなっておりますが、障がい福祉サービスのプラン収入の増、介護保険要支援者のケアプラン収入の増、地域包括支援センターの事業収支の関係によるものと分析しています。

プラン収入については流動的な要素が大きいこと、包括支援センターの収支の課題は平成 29 年度に解消していることから、繰越金の減額を図るべく据え置きたいとするものです。

なお、繰越金使途の対策として、平成 28 年 12 月に設置した基金の運用、平成 28 年度決算に基づいて繰越金を平成 29 年度に積み立てたりするなど、市と社協両者において協議をしながら実施しているところです。

最後に、事前にご質問いただきました 2 点のうちの 1 点目「人件費の使途について」は、地域福祉計画に掲げる重点事項の事業を実施することを条件とし、当該事業を実施するための事業費補助とし、次回以降表記方法を改善いたします。続いて 2 点目の「基金の使途について」は、中学校区ごとの地域拠点施設、社会福祉協議会本体の事務所の建物整備として、建物本体、設備費用に充てるものとしております。

【質 疑】

(委 員) 人件費は全体の事業に払っているのですか、一部の事業に払っているのですか。

(担当課) 社協が行う地域福祉事業全体のうちの一部として 5 人工分を補助しているという整理です。

(委 員) 一部の事業というのは、どういう事業になりますか。5 人工は、補助対象事業のみに使われているといえますか。実際の社会福祉協議会の人数と人件費の内訳の確認をしていますか。市からの補助金以外にも収入があると思いますが、二重計上しているといえないでしょうか。市からの補助金がどこに充てられているのか、確認しないといけないのではないだろうか。

- (担当課) 一部を除いた個々の委託と補助の収支はマイナスになっているため、人件費を多く払うことは考えづらいと思います。また重複払いはないと思いますが確認します。
- (委員) 社会福祉協議会に補助金を払っている分を、市の職員へ充てるということも考えることができます。人件費の平成 27 年度の収入がどこかの支出に充てているのか確認ができれば、平成 28 年度との差を比較することが出来ると思います。新たな事業が増加していないのに、人員のみ増加しているというのはいかがなものかと思えます。
- 平成 28 年度の社会福祉協議会の動きとしては、繰越金を使って人件費の支出をするということをしました。そのため、今回の補助金判定会議では、繰越金が減ったという事の報告をすべきであると思えます。
- (担当課) 冒頭の説明で述べましたが、平成 28 年度の人件費の見直しにより決算額として繰越金額が減る予定でしたが、プラン収入等の増加により結果として、繰越金は増となりました。
- (委員) 補助金を受け取っているが、拠点になる建物、事務所のための基金を積み立てているのはどうか。積み立てられるお金があるならば、補助金はいらないのではないのでしょうか。地域福祉課として社会福祉協議会へ意見は言えないのでしょうか。
- (担当課) 福祉部長が理事として出席していますので、意見を言える場はあります。
- (委員) 建物を作るという事は、金額の目標額というのは決めているのでしょうか。目標額を決めないとそこに社会福祉協議会で得た利益がそこへ流れるのではないかと思うのですが、どうですか。
- (担当課) 福祉活動拠点整備基金への積立金として積み立てておりますが、詳細は把握していません。
- (委員) 建物整備は何年後に行うのか、どこで行うのか等の議論はしていますか。またそのための財産見通しは立てていますか。
- (担当課) 何年後かは決まっておりますが、五中学校区内で行うことは決定しています。詳しい財産見通しは、再度確認をします。
- (委員) 経費等はどのくらい現状かかっているのか、把握はしていますか。また、建物を増やした時の経費の財源をどのように考えていますか。
- (担当課) 詳細は把握しておりませんので確認します。
- (委員) 資料の作り方ですが、事業の詳細についてどの事業が黒字なのか、赤字なのかのわかりやすい資料を作成してください。
- (委員) 財産目録の表の一番下の差引純資産が、現在の社会福祉協議会の資産となると思いますが、これだけの資産があるならば補助金をやめるというには考えられないだろうか。純資産比率も 75%を超えてい

て、企業で言えば優良企業の決算書であると言えます。

(委員) 半田市地域福祉計画に基づいているとありますが、社会福祉協議会はどういう位置づけで事業を行っているのですか。

(担当課) 半田市地域福祉計画は、社会福祉協議会と共同で行っているという位置づけです。

(委員) 現行制度を保ったまま、補助金を出さなかった場合にマイナスになってしまうなら出すべきであるが、そうでないならば考え直すべきであると思います。

【審査結果】保 留：B

地域福祉課が社会福祉協議会の全体像を理解し、情報共有をすること、また収支の公平性・透明性を高める必要があります。次回までに人件費の詳細がわかる資料の作成をしてください。(10月19日に続きあり)

開 会 (市民委員審査：平成29年10月12日(木) 午前9時)

高齢介護課 補助金－4 半田市介護予防・日常生活支援総合事業補助金

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

この補助金は、介護保険法改正に伴い、平成29年度から新たにスタートしたもので、これまでの介護予防給付のうち、訪問介護・通所介護が地域支援事業に組み込まれました。また、介護予防事業が見直され、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へと変わりました。これまで介護事業所のサービスとして行われてきました訪問介護(ヘルパーサービス)や通所介護(デイサービス)、が見直し後は、住民等のボランティア団体も参画することができます。

この住民等の様々なサービスを充実させることにより、地域において、支え合うことができる体制整備を推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目的としています。

また、支える側として高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者自身の介護予防につながっていくと考えています。

平成30年度の協議額は、「訪問型サービスBの1回あたりの平均単価と延べ利用者数」から、「通所型サービスB」は平成29年度実績見込みを基に積算しています。

なお、昨年度、この補助金を承認いただく条件として「シルバー人材センターと住民の助け合い組織とでは、組織としての性格が異なるとともに、シルバー人材センターにおけるサービスを受けた側の利用者負担と実際の支援者への報酬との関係について未整理の部分があるため、シルバー人材センターは対象外とすること」につきましては、シルバー人材センターは就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加等により高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としており、総合事業

の担い手のひとつと考えています。また、利用者の利用料及び委託料や補助額など実施要綱を定め整理いたしまして、支援者への報酬は事務費8%以外を支援者の報酬としています。

次に、事前質問の1点目「別表第4の補助額及び、利用料」につきましては、「補助額」は、サービスを提供するボランティアグループ等の団体（サービス提供団体）に対して、市が支払う金額で、「利用料」はサービス提供団体に対して、ご利用者様が直接支払っていただく利用料金であります。また、2点目の「作業に要した時間管理はどのようにするのか」につきましては、サービスの利用にあたっては、担当ケアマネジャー・ご利用者様・サービス提供団体で事前に協議し、必要と思われる時間をケアプランに位置付けてサービスを提供します。作業時間の管理については、担当ケアマネジャーが管理しますが、ご利用者様・サービス提供団体とも情報共有します。作業1時間につき、ご利用者様が団体に100円を支払い、市が団体に400円を支払います。

次に、3点目の「シルバー人材センターは市から補助金が出ているなど、サービスBの団体とは規模が違う。同格の扱いは不公平ではないか。補助金に差をつけるなどの工夫はないか」につきましては、厚生労働省が示す介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインでは、サービスBは住民主体による支援とされており、その提供者は、地域のボランティアグループや住民主体の団体等が想定されています。しかし、それ以外の団体のサービス提供を妨げるものではないと考えており、シルバー人材センターにもサービス提供を担っていただいております。

なお、特にサービスBは、元気な高齢者が地域において社会参加をすることで、自身の介護予防にもつながっていくことが狙いでもあり、シルバー人材センターの請負業務部分とは別の、社会貢献活動としてサービス提供していただいております。

これらのことから、シルバー人材センターの補助金について、変更の予定はございません。

【質 疑】

(委 員) 補助金等執行協議書の1.基本事項の性質に事業費補助とあるが2.協議額の積算根拠欄では、運営費補助とあるが、どちらが正しいのですか。

(担当課) 補助金の名称としては事業費補助、実際には、団体が事業を行うためではありますが、結果として運営費を補助するため、運営費補助としています。

(委 員) 補助金判定会議では、補助目的が事業であれば、事業費補助としています。結果的にお金が運営費に充てられるとしても、補助対象が事業になっていれば事業費補助と定義しています。この補助金でい

えば、行った事業に対しての補助なので、事業費補助となるのではないのでしょうか。訪問 B 地域支え合い型の訪問型サービス事業では、補助の内容は、ボランティア団体がワンコインの 500 円で事業を行っている部分だと思いますが、ワンコインサービスは廃止し、1 時間ごとという時間管理で費用を払ってくださいということになりますか。

(担当課) ワンコインサービスと時間ごとの地域支え合い型の訪問サービスは対象者が違います。

(委員) 昨年は地域支え合い型訪問サービスに対する補助金を、月 2 万円、5 団体に 12 回ということで協議額が出ていたと思いますが、その際の補助対象団体の中にシルバー人材センターも入っていたため、おかしいのではないかとということで、対象外としたと思いますが、ワンコインでやっているボランティア団体への補助は件数に関係なく最低限の金額で補助するという仕組みにしたと思うが、今年は積算方法を変更したのですか。去年は各団体に最大 2 万円の補助金を出すという話だったが、表では 1 時間 400 円としていますが、時間で計算する方法に変更したのですか。

(担当課) 昨年度は、件数で 1 件から 50 件で 1 万円、100 件までは 1 万 5 千円、101 件以上であれば 2 万円という積算をしています。今年、積算するにあたって、訪問 B の実際に利用される人数が非常に少ないため、積算方法を見直しております。積算方法は昨年と大きく変わっていますが、対象者や考え方は昨年と同じです。

(委員) 改めてなぜシルバー人材センターが、平成 29 年度の当補助金の対象となったのか聞きたいです。シルバー人材センターの占める割合は、全体のサービスのどれくらいと考えていますか。

(担当課) 1 割から 2 割程度になると考えます。亀崎地区・岩滑地区などは地域で支え合い事業を行ってもらっているが、無い地域もあり、シルバー人材センターにはその地区を埋める形でやってもらっている。

(委員) 本来の方向性としては、市民活動を活性化させていくために、お助け隊がない地域には、新しくお助け隊を誕生させていくという考えが正しいのではないかと思います。

(担当課) それが理想の形です。今年度から 5 中学校区に協議会をつくり、地域の課題をまとめていますが、現状、お助け隊のない場所についてはシルバー人材センターに事業をやってもらいたいと考えています。

【審査結果】 承認：A 2 (条件付き)

シルバー人材センターを補助対象外とすること。対象外とすることで事業が出来ないような状況になってしまう際には、事務局の方へ相談すること。また、現状

お助け隊がない地区は、お助け隊を設置できるようにすること。

高齢介護課 補助金-5 半田市地域介護予防活動支援事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、平成 29 年度から新たにスタートしたもので、地域住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、要介護・要支援状態になっても、生きがい・役割をもって生活できるような地域づくりを推進するために交付するものです。具体的には、地域ふれあい施設や、市民活動団体等が行う、体操や運動、趣味活動、サロンなどの事業がこれにあたります。これらの事業をとおして、参加者・スタッフ等がふれあい、交流することで介護予防に繋がると考えています。

また、平成 30 年度の協議額は、平成 29 年度の実績見込みを基に算出しており、昨年度の協議額より 135 万 4 千円増額しています。その主な理由としましては、登録団体の増によるものです。

なお、昨年度、この補助金を承認いただく条件として「協議額を積算する根拠を明確に説明すること」とコメントを頂いております。今回の協議額につきましては、「半田市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱」を基に、項目ごとに積算しています。

運営費補助は、1 か月あたりの利用延べ人数により月額 2,000 円から 4,000 円の補助額となりますが、平成 29 年度交付申請額を基に、1 団体あたりの年間平均単価 27,400 円に、登録予定団体 116 団体を乗じて算出しています。また、立ち上げ補助は、新規に対象事業を立ち上げる時に 3 万円を上限に初年度のみ補助するもので、5 団体を予定しています。さらに、講師謝金補助として、対象事業を実施するにあたり必要な講師謝金を、1 団体あたり年 10,000 円を上限としていますが、平成 29 年度交付申請額を基に、年間平均 9,300 円を、74 団体を見込みで積算しています。加えて、施設利用補助は、1 団体あたり年 36,000 円を上限に補助するものですが、1 団体あたり年間平均 15,900 円を、66 団体を見込み積算しています。

次に、委員より事前質問のありました 1 点目の「交付要綱に構成員が 2 人以上とあるが、名前だけの構成員が出てくる懸念があるため、利用高齢者延べ人数 20 人以上だけでよいのではないか」につきましては、「構成員が 2 人以上」という点は、補助対象団体の登録を行う際に確認しています。今後も団体の実情の把握に努め、名前だけの構成員が出てこないようチェックを行います。

なお、地域介護予防活動の実施にあたり、信頼性や継続性を考慮し、個人ではなく、団体であることを条件としています。また、2 点目の「各団体の利用人数」は、本日、机上に配布させていただきました。

【質 疑】

- (委員) 4月からの延べ利用者数の表のなかで、毎月同じ人数の報告がある団体がありますが、理由はありますか
- (担当課) 同じ数字が並んでいる団体は、当資料を作るうえで、報告が間に合わなかった団体となりまして、申請時の見込みの人数を記載してあります。
- (委員) 補助対象団体の定義において、構成員が2人以上としていますが、理由はありますか。
- (担当課) 個人では事業の継続性を担保することが難しいとの判断から、2人以上としました。
- (委員) 2人で団体が成立することとすると、悪意があれば人数を分けて別団体として申請をして、より多くの補助金がもらえるような制度となってしまう。また、名簿に登載されているだけで、活動に参加しない人が発生する可能性も懸念されますが、団体として成立して、正しく活動しているのか確認する方法は考えられていますか。
- (担当課) 当初の登録の際には、提出書類や名簿をみてチェックするうえ、精算払となるため、年度末には実際に何人活動したか、登録された構成員が変わっていないか確認してから支払をするようにします。
- (委員) 提出された書類のみではなく、現場も見るといいと思いますが、すべての現場を見ることは難しいと思います。そのため、各団体においてのチェック機能を強化する意味で、補助対象団体の構成員の人数を2名以上よりも増やし、敷居を高く設定しておくことも必要だと思います。
- (委員) 2人で構成された団体の数は、把握していますか。どの程度2名で構成された団体があるか確認したうえ議論したほうが好ましいと思います。
- (担当課) 把握していないため、資料を作成します。
- (委員) 事業所一覧を見ていると、同一の内容の活動が年齢層によって分けられているものもあり、徒に細分化されてはいないか。
- (担当課) 補助金をもらうために細分化されているわけではなく、それぞれでもともと存在していた団体の活動が、補助対象となったということです。
- (委員) 同じ内容の活動でも、地域によって、年齢層で団体を分けられていたり、特に制限を設けていないことが見受けられますが、各地域において活動団体や内容を統一する考えはありませんか。
- (担当課) 各団体において、より活動を継続しやすい形でやってもらえばよいと考えていますので、統一するという意思はありません。
- (委員) やはり現状の補助制度では、団体を細分化し、複数口での補助を受けられる可能性が否めないため、見直してください。

【審査結果】承認：A2（条件付き）

団体の定義の在り方をしっかりと議論し考えていくこと。また、各団体の人数のわかるものを委員さんになるべくはやい時期に届けることとしてください。

高齢介護課 補助金-6 半田市認知症カフェ（プラチナカフェ）事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、平成29年度から新たに始まった補助事業で、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域で孤立しないような支援体制の構築を目指し、半田市では27年度から「認知症カフェ」（プラチナカフェ）を愛知県の地域包括ケアモデル事業として市内2か所で実施し、28年10月から新たに1か所開設しています。

今後も身近な地域で自主的な運営によるカフェを増やし、認知症の早期発見・早期対応につなげるとともに、認知症の方やその家族、地域住民が集いお互いの交流を深め、認知症の理解促進を図っていきたいと考えています。

また、平成30年度協議額につきましては、月2回以上の開催を3か所、月4回以上の開催を3か所で積算しており、昨年度より72,000円の減額としています。

【質疑】

（委員） 介護保険の利用者でも利用できますか。

（担当課） 特に制限を設けてはおりませんので、どなたでも利用できますが、主に認知症の方やその家族の方が集まる場所として運営しています。

（委員） 認知症カフェのPRや広報はどのように実施する考えですか。

（担当課） 市報で2回掲載しているほか、それぞれの団体が作ったチラシを市役所にも置いています。また、現在発行している認知症の方を対象とした冊子においてもPRしていきたいと考えています。

（委員） カフェを運営する側における、来られた方が認知症であるという判断や、専門的な相談をする場合の連携はどうなっていますか。

（担当課） 認知症カフェの運営は、ヘルパーやケアマネジャー、介護福祉士、看護師等の専門職以外にも経験のある家族が携っており、踏み込んだ相談は、市役所や包括支援センターにつないでもらうようにしています。

（委員） 補助金の実績報告書において、運営団体の成果がわかるような項目はありますか。一般相談や専門機関につないだ件数などは報告させた方がいいと思います。

(担当課) 人数や相談の内容、対応などの項目があることは確認しておりますが、様式を統一していないため、共通して記入できるように項目を示します。

(委員) カフェですので、リピーターや新規客があることも成果となると思いますが、それには従事する方の力量が必要だと思います。各事業所に対する研修などはありますか。

(担当課) 他の団体がどのように運営しているのかを確認するなど、横のつながりをもつため、意見交流会を実施しています。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

より効果的なPR方法を考えて実行すること。また、実績報告書の様式を統一し、団体から聴取したい事項を的確に様式に落とし込むこと。

高齢介護課 助成金-1 単位老人クラブ助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この助成金は、平成5年度から市の施策として実施しているもので、市内の各老人クラブ106団体に対し、生きがいと健康づくりのための社会参加を促進し、明るい長寿社会づくりを目的に交付しているものです。協議額につきましては、県の補助基準を基に算出した数値に、会員数加算を足した数字としており、会員数加算以外の部分については、国、県、市がそれぞれ3分の1ずつ支出することとしています。

平成30年度の協議額につきましては、昨年度より、489,000円の減額で、その理由としましては、クラブ数が13クラブ減少したことによります。

なお、昨年度、この補助金を承認いただく条件として「単位老人クラブのあり方について、実態に即した形に組織を再編するとともに、補助対象年齢についても、半田市の補助基準としては65歳以上とするよう老人クラブと協議すること」につきましては、現在も老人クラブ会長と協議しているところであり、**「補助金等執行協議書」**提出時では記載のとおりでありましたが、本年度の、新しい老人クラブ会長と協議する中で、定年の延長など社会情勢の変化を鑑み、対象年齢を概ね65歳以上とするよう要綱改正に向けて進めているところであり、**ます。**

【質疑】

(委員) 平成28年度の収支決算書の収入の部における予備費の決算額は、549,964円となっているが、平成29年度の収支計画書の予算案では429,000円となっています。減っている理由を教えてください。また、そもそも予備費とは何を計上していますか。

(担当課) 予備費は、区の助成金が200,000円、公園管理費として143,000円、

資源回収費として 85,980 円、利息 20 円をのせて 429,000 円となっていますが、分かりづらいため、備考に記載したほうがいと指摘はしています。減った部分については、資源回収費だとは思いますが、詳細は把握しておりません。

(委員) 平成 28 年度決算額から見て平成 29 年度予算額が減っているとすれば、誰かがお金を抜いたと見られることもありますので、チェックをしっかりとってください。

(委員) 県の補助基準額と市単独加算の会員数加算とありますが、詳しく教えてください。

(担当課) 市単独加算の会員数加算は、59 人のクラブまでは加算が付きませんが、60 人から 69 人の大きなクラブには 1,500 円、70 人から 79 人のクラブは 3,000 円と、10 人増すごとに 1,500 円を加算し、90 人以上を超えるクラブには 6,000 円を上限とします。また県の補助基準額については、老人クラブには友愛活動、生活支援活動、清掃奉仕活動など 6 つの活動の種類があり、これを 6 つ全部やる場合に、48,000 円となります。44,000 円のクラブは 4 から 5 種類やっている場合の金額です。

(委員) クラブ数が大きく減りましたが、なぜですか。

(担当課) 神戸老友会が第 1 から第 9 までの 9 クラブありましたが、役員の担い手がおらず、解散したためです。

(委員) クラブの会員数と補助金額の関係についてですが、県の補助基準の考え方は、友愛活動から安全活動までの 6 つの活動をやることだけが条件ですか。それとも会員数も影響しますか。会員数の減少が影響するところは、市単独加算分だけか確認したいです。

(担当課) 事業活動の数と会員数ともに影響します。当初は事業数によって 48,000 円と 44,400 円の基準額があり、前年度に比べ会員数が減ると、0.8 の交付率を乗じた金額となり、それぞれ 35,520 円と、38,400 円の補助金額となりますが、その年度に会員数が増加または維持したままで、各基準の活動を行えば、補助額はまた元に戻ります。

(委員) 会員数が減り続けることにより、補助金額が下がり続けることはありませんか。

(担当課) 下限が 35,520 円と 38,400 円となっており、会員数が年々減少したとしても、それ以上に下がることはありません。

(委員) 友愛活動など 6 つの活動類型がありますが、それぞれの活動を実施していることについて回数などの基準は設けられていますか。

(担当課) 回数などは決まっておらず、あくまで事業をやっているかを見られます。

(委員) 友愛活動である一人暮らしの家の見回り訪問は、高齢介護課の事業

範囲である一人暮らし高齢者の見守りや安否確認と非常に関連するところだと思いますが、団体からフィードバックはありますか。

(担当課) 今のところ、友愛活動を通してのフィードバックはありません。

(委員) 多くの団体が活動をしているため、異常があれば内容をフィードバックさせることも有効だと思います。

(委員) 地区連合に 28,000 円がこの組織を通して支出されているが、実態を把握していますか。ここに助成金がプールされていることはありませんか。

(担当課) 詳細については、確認できていません。

(委員) 事業収支一覧表は、繰越金が一番大きい団体とのことですが、全体の繰越金の額がわかれば、全体においてどうなのかがわかっていいと思います。

(担当課) 昨年度の会議ではつけていましたが、参考までにこの一覧表における繰越金は、4 つのクラブが 1 つになって会計をおこなっているため、4 つで 35 万円となります。また、昨年度の数字ですが、全体では 240 万円ほどの繰越金となっています。

(委員) 昨年あった資料もつけてほしかったです。今回つけた資料では伝わらないため、実態がわかるように付け加えてください。

(委員) 会員数が減ってくると、統合や廃止が起きることは自然なことだと思いますが、事務の効率化のためとは言え、事業計画や会計や総会までも一緒にやることもありながら、別の組織というのはなかなか理解できません。

(担当課) 今後の老人クラブの在り方については、対象年齢の引き上げを含めて、新老人クラブ会長と話していきたいと考えています。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

今度新しく会長となる方は、行政に精通している方であるため、問題点を含めて今の老人クラブの補助金スキームを説明して、老人クラブの議論を行うこと。また、地区連合の位置づけや実態、地区連合への負担金 28,000 円の用途についても説明できること。なお、資料については昨年度つけた資料を落としすぎず、しっかり説明できるように適切につけるようにすること。

高齢介護課 助成金-2 半田市老人クラブ連合会助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この助成金につきましても、平成 5 年度から市の施策として実施しているもので、半田市単位老人クラブの上部団体にあたる、半田市老人クラブ連合会に対し交付しているものです。この助成金についても愛知県の補助基準に基づい

た数値と市の独自制度による補助額を足した数値を協議額としています。

本年度の協議額は、老人クラブ会員数が減少したことにより、90,000 円の減額となっております。

なお、昨年度、この補助金を承認いただく条件として、「友愛基金について、積立額が決算上には上がらず不明瞭であるとともに、その用途についても明確に定まっていなかったため、本来の基金の目的に沿った適正な執行がなされるよう今後も注視していくこと」につきましても、平成 28 年度決算書から友愛基金の積立額及び目標額を記載するようにしました。また、この基金の用途につきまして、愛知県老人クラブ総連合事務局に確認したところ、昭和 60 年基金造成当時からの変更はなく「感謝友愛基金」の目的である、組織の充実強化・財政基盤の安定化を図るためとのことでありました。市としては、今後の動向を注視してまいります。

次に、「各活動部会の会計報告について、予算額と決算額が同額となっている部会があり、部会ごとの決算書を確認し、透明性のある会計報告となるよう指導すること」につきましても、各部会に会計報告の現状を伝えると共に、会計報告書を確認しました。その結果余剰金を各部ごとに翌年度へ繰り越していたため、毎年度精算し、連合会に返還するよう指導いたしました。

【質 疑】

(委 員) 友愛基金の残高はどうなっていますか。

(担当課) 現在の積立残高は、7,011,100 円であり、目標額は 8,050,000 円です。

(委 員) 基金の用途が決まっていないということであったと思いますが、取り崩すことはできるのですか。できなければ、上部団体へ吸い上げられているだけで、積み立てるメリットがないと思います。

(委 員) 愛知県全体で積み立てていて、市町は目標額を設定して積み立てていると思いますが、いつまでに積み立てるという目標はありますか。

(担当課) いつまでにとすることは確認しておりませんが、現在は半田市、西尾市、南知多町の 3 市町が目標額に達していない状況です。

(委 員) 用途が決まっていないならば、目標額に達してまいが関係ないように思います。

(委 員) 友愛基金については、その用途を含めた制度そのものについて説明できるようにしてください。

(委 員) 収支決算書において、文化部は予算額 30,000 円、決算額 0 円となっておりますが、活動記録をみると文化部会や福祉大会があり、活動している様子がわかります。どういうことですか。

(担当課) 文化部については活動していましたが、会議や打ち合わせを行うのみで、経費については発生しなかったと聞いています。

- (委員) 補助金等自己評価表の透明性・公正性の項目で、収支計画書・決算書を半田市の担当者が確認しているとありますが、確認はされているのですか。
- (担当課) 前回ご指摘をいただき、それぞれの会計報告を見ましたが、昨年度は各部が予算額と決算額が同額というものばかりだったため、確認するようにしています。
- (委員) 昨年度から指摘していますが、執行協議書の積算根拠欄に「一般事業」と記載している金額が、決算書で確認すると、「基本事業助成金」の額となっており、決算書にある「一般事業」は、積算根拠欄では別の金額が記載されています。この助成金の交付要綱で対象事業について明確に定義付けするなど、市民にとって分かりやすいようにしてください。
- (担当課) 老人クラブ側からすると、今まで使ってきた表現の方がやりやすいという声もあると思いますが、協議のうえ、かっこ書きで補足を入れるなどわかりやすいようにします。

【審査結果】承認：A2（条件付き）

- ・今後の単位老人クラブ、老人クラブ連合会の在り方を、新しい老人クラブ会長とよく協議すること。
- ・友愛基金の制度を解明し、誰が聞いてもわかるように説明すること。目的もなしに積み上げるのか等愛知県に確認するようにしてください。
- ・過去に精算をしてきていない歴史があり、各部で別の通帳でプールされている可能性もあるため実態解明を行うこと。
- ・助成金名称を老人クラブと話し合っ、わかりやすい表記となるように努めること。

子育て支援課 補助金-2 放課後児童健全育成事業施設整備費等補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

本補助金は市が放課後児童健全育成事業を委託している放課後児童クラブ（学童保育事業所）の行う施設整備等に対する補助金で、平成17年度より交付しています。

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に家庭に代わる適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業で、現在、放課後児童クラブ18か所に事業を委託しています。

この放課後児童健全育成事業は公設公営で実施する市町がほとんどであるなか、半田市は近年まで民設民営のみで事業を実施してまいりました。諸般の事情により現在は18クラブのうち、3クラブが公設民営となりましたが、15クラ

ブは民設民営で事業を実施している状況です。

本補助金は、そうした民設クラブ間の施設格差の是正や、児童の保育環境の向上を図るため、各クラブが行う運営上必要な施設改修や備品購入に対して補助を行うものでございますが、施設・設備面の安全確保や環境改善のため、今後も補助の継続が必要であると考えています。

しかしながら、一方で児童の移動の安全の確保や学校の余裕教室の活用も鑑み、放課後児童クラブの小学校内への設置の方針を持っております。学校教育課が今年度学校施設の更新計画を策定いたしますので、その計画を加味し公設化を進めていく予定であり、その進捗に伴いこの補助金も計画的に縮小していく予定としています。

平成 30 年度の協議額は、各団体からの 30 年度に向けた要望に基づき、実施内容を確認し判断したもので、補助金等執行協議書資料に記載のとおりです。

なお、昨年度、制度の効果の検証と、補助対象の明文化、備品購入に係る自己負担の導入についてのご指示をいただいていた。制度の効果の検証といたしましては、事業所向けに各クラブの抱える課題についてアンケートを実施いたしました。補助金がなければ必要な施設の改修等も困難な事業所が多くありますので、事業所の安定的な経営のために必要な支援として継続していきたいと考えています。

また、補助対象の明文化と備品購入費に係る自己負担の導入につきましては、民設民営で事業を進めた結果、事業実施に必要なものがクラブ毎に異なっており、また、クラブ間の財政力も大きく隔たりがあることから、ご指摘いただきながら現時点検討が進んでいない状況でありお詫び申し上げますが、施設の公設化に伴う補助金の見直しの中で検討してまいります。

【質 疑】

(委 員) 各団体の経営状況を把握しているのか。

(担当課) 例年、事業の実績報告を提出させています。各クラブとも、市の委託料、保護者から徴収する保育料と、人件費をはじめとした歳出の均衡は図られており、余剰の積み立てというものは見られません。

(委 員) 公設民営に向かっていると思うが、その見通しはどうか。

(担当課) 現在、13 小学校区あるが、学区内に学童保育所がない学区は有脇と板山の 2 か所あり、有脇については、徒歩で通える範囲に別の学童保育所があるため、板山について設置を考えていかなければならないと考えています。いまは、宮池小学校区の学童が車 2 台で送迎をしていますが、これ以上増えた場合対応は難しいと聞いています。今の板山小の在校生と次年度小学校にあがる幼稚園・保育園の保護者に対して確認をしており、その需要を見極めて取り組んでい

きたいと思います。また、学校の余剰教室を使うということで、学校側は抵抗があると思われるため、教育委員会と協議を綿密に行いながら働きかけていきたいと考えています。

- (委員) 民設から公設に変えていくのは、まだ時間がかかりそうですか。
- (担当課) 普通学級に通う子供は減っているのですが、特別支援学級に通う子供は増えており、少ない人数で教室の利用をしなければならないこともあり、なかなか余裕教室は出てこない現状もあるため、時間がかかることもあると思います。
- (委員) カーポートはなぜ必要なのですか。
- (担当課) 送迎に使う車を雨避けする目的で、雨が降った際の児童の乗り降りについては、利便性が上がると思います。安全面や衛生面での改修ではないため、真に必要な事業所に確認のうえ、協議していきたいと考えています。
- (委員) 要望額が予算上限を上回っていますが、按分することになるのですか。
- (担当課) 見積もりを各事業所でとっているため、内容の割に高いと思われる箇所もあります。金額の精査まで進んでいないため、1つ1つ確認したうえで調整したいと思います。
- (委員) グラウンド造成工事とありますが、グラウンド自体ない場所もあり公平感に欠ける点や、今後公設となった場合に無駄になってしまう可能性がある点を踏まえて、そこまで必要でしょうか。
- (担当課) 施設を人から借りてやっているところと、全くの自前で整備しているところとあり、すぐに公設化というわけにはいきません。また、事業所のなかには、学校と離れて落ち着いた環境で過ごすことに意味があるという考えの方もいるので、それぞれと協議を進めていきたいと考えています。なお、このクラブは岩滑にありますが、なかなか子供を遊ばせる場所が近くになく、グラウンドはあるが水はけの問題で使えないときが多いなど状況があるため、それらも考慮しながら優先順位をつけて進めていきたいと考えています。
- (委員) 各施設、個々に判断し対応していくという話ですが、市が補助するのであれば、だれが見てもわかるような明快な補助基準が必要だと思います。個々個別の判断でいくとすると、その人の判断によって○であったり、×であったりする補助金は、補助金としての必要十分条件を満たしてないと思います。
- (担当課) 各施設の置かれた状況がそれぞれ違うため、明文化された一定の線引きは難しいため、検討が進んでおりません。ただ、公平性を求めるという声をいただいたこともあるため、来年度に向けては要綱のなかで定めて、理解していただけるようにしたい。借家での移転の

可能性や、学校へ移動する間際まで補助するわけにはいけないので、基準を考えていきたいと思います。

(委員) 補助の対象については、子供の安全にかかわることについては認めるなど対象を限定することも1つの方法だと思います。

(委員) 最終的にはすべて学校内に設置することが目標ですか。

(担当課) これまでに補助制度もしっかりしていないときに、私財を投じて整備してもらったところもあるなか、ではここに移動してくださいとは言いつらい面があるが、家賃補助をしている学童については、学校内に移転してもらいたいと考えています。

【審査結果】承認：A2（条件付き）

補助金のスキームに透明性をもたせるためにも、補助基準を明確化すること。

建築課 補助金-5 老朽化建築物取壊補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、南海トラフ等の大地震に対する耐震化・減災化を推進する必要があることから、平成25年10月に、協議書、法的根拠等に記入の「半田市木造建築物取壊工事費補助金交付要綱」及び「半田市ブロック塀撤去工事費補助金交付要綱」を制定し、開始したもので、大地震時に倒壊し、二次災害を引き起こす可能性の高い、耐震性のなく老朽化した木造建物、およびブロック塀等の取壊・撤去費用への補助を行い、減災化を推進することを目的に実施しているものです。

補助の対象は、二次災害の要因となる可能性が高い、通学路、避難路に面する、耐震性のない木造建物及びブロック塀等とし、補助額については、老朽化建築物取壊しは、上限20万円、ブロック塀等撤去は、上限10万円としております。

平成30年度の協議額は、過去3年において、平成26年度、取壊し4件、ブロック塀撤去1件、平成27年度、取壊し6件、平成28年度、取壊し7件という実績状況から、取壊し補助10件、ブロック塀等補助3件を目標とし、補助上限額で計算しており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

なお、昨年度、この補助金の承認をいただく条件として、「申請実績の拡大を図るため、担当課として市内パトロール動員の拡充など、積極的な姿勢で取り組むこと。」を意見いただいておりますが、地区を決めての集中パトロールは、意見をいただいた後、実施できませんでしたが、職員が現場に出るときなどを利用して実態把握をし、安全といえないものに対して指導をする、また、耐震診断後の対応相談や、通報等による現場確認後の所有者との協議・相談の中で、

この補助制度の紹介をするなど、利用促進やPRに努めています。

今後も、実態調査を行うことも含めて対象物件を把握し、市から積極的に制度内容をPRすることで、補助利用による解体等を促していきます。

【質 疑】

(委 員) 老朽化建築物取壊件数、ブロック塀等撤去件数も、既に平成 29 年度の目標値を達成していることから、広報等努力されたことと思います。来年度は、老朽化建築物取壊件数は本年度を上回る件数を目標値にされていますが、ブロック塀についてももうすこし目標値をあげてもいいと思います。

(担当課) この制度を広めるために広報やパトロールを行った結果、ある程度成果がでたように思います。来年度については、これ以上の必要性があれば増やしていきたいと思います。

(委 員) 具体的に実施して効果があったPR方法があれば紹介してください。

(担当課) パトロールや通報などのこれまでの状況把握のなかで実施した部分もありますが、取壊補助については、新聞の折り込み広告を利用し、それを見た方から連絡があり実施したもので、効果があったと思います。

(委 員) 数十年放置されると法定相続人が多数になり、調べる作業が難しく煩雑になったり、古い家を取り壊すと固定資産税が上がる現状があり、取り壊さない方が税金が上がらなくて済むからそうする人が多いと思います。危険な老朽化した家屋を取り壊す呼び水となるような政策が必要かなと思います。

(担当課) 法定相続人の件は、半田市内の物件においても発生しており、どうしても民間住宅になるため行政として手を出せない状況は実際に存在しています。呼び水になるような対策をという話ですが、税の問題は担当課のみで判断できるものではないですが、今後、空家等対策計画を策定する予定ですので、そのなかで検討できたらいいと思います。

(委 員) 現在の税金の仕組みはどうなっていますか。

(委 員) 住宅特例といい、家の居住に要する必要な土地であることから、家が建っている周辺の土地 200 m²分の固定資産税について、課税標準額を算出する際に土地評価額に 6 分の 1 を乗ずるものです。

(担当課) 取り壊さなければ危険な空家に対して、法律や条令によって壊しなさいという勧告をおこなった場合は、その 6 分の 1 を乗ずる軽減措置を無くすという仕組みになっています。

(委 員) ブロック塀の撤去について、上限 10 万円としているが、幅が広い

通路沿いの場所で、一部行う場合には対象となりますか。

(担当課) 一部でも対象となりますが、一部でも危ない場所があれば、補助上限 10 万円というなかで、できれば全体をやってもらうように話しています。

(委員) ブロック塀に対する P R の仕方ですが、通学路であれば P T A の組織、避難路であれば地域の自主防災会の人に協力してもらい、だれもが目視で危険であるとわかるような場所は、連絡してもらうようにするなど、通報制度を作ることもいいと思います。

(担当課) 昨年度もお話をいただいております、どのようなブロック塀が危ないかというのをまとめており、実施しようと思っています。また、本当に危ないブロック塀の箇所は把握しており、何度か交渉もしているところではあります。その中では、地域から話をもらってそうなっているところもあります。

(委員) 空家も同様ですが、危険なブロック塀を直してくださいというだけでは動機づけが弱いため、通学途中に倒れて子供に怪我があった場合、賠償金がいくら発生するなどの事例を挙げて、一步踏み込んだ説明をしていくといいと思います。

(担当課) 今後も住民と話し合いながら進めていきますが、わかりやすく説明する方法を考えていきます。

【審査結果】承認：A 1（指示事項）

P R 方法や、住民への説明の仕方を工夫すること。期間限定とするなどアイデアがあってもいい。これが進むような方策を考えて他の自治体が行っている方法など研究して、最終的には補助金のアップなども手かなと思います。

経済課 負担金-3 愛知建連技能専門校負担金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この負担金は昭和 43 年に開設された半田建設職業訓練所を平成 19 年に同様の職業訓練校を保有していた碧南市、刈谷市、安城市の 4 校で統合された広域訓練校となった技能専門校に対する負担金です。専門学校は木造建築科、造園科、建築板金科、左官・タイル施工科の 4 職種の専門学校になります。

また、辻委員から事前にいただいたご質問のうち

1 点目、負担金を出す、きっかけにつきましては、先ほども申しあげましたように、昭和 43 年に半田建設職業訓練所として開校しており、平成 19 年に半田、碧南、刈谷、安城の 4 市で話し合い統合したことがきっかけであります。

また、他の業種でも専門校があるかにつきましては、地場産業である瓦関連の愛知県瓦高等訓練校がございます。

2 点目、半田市にとってのメリットにつきましては、建設業者の技術水準の確保

や創業支援、さらには技術の継承や後継者育成など本市の産業発展に寄与しています。

3点目、訓練生の推薦に関与しているか？につきましては、本市では推薦はしていません。各建設会社から派遣しています。

【質 疑】

(委 員) 半田市から訓練校に行く方がいれば半田市から負担金を出すということですが、訓練生の募集や選出等については、事業所と学校のみで行っているのですか。半田市は関与していますか。

(担当課) 本年度 5 月早々に総会があり、今回入校した方が何人かという報告がありました。全く関与していないわけではなく、市報に募集の案内は出しています。ただし、市として個人を推薦することはなく、各事業所でやっています。

(委 員) 入学したい場合は、個人では申し込めないのですか。企業に就職していたり、就職する予定である方で、技能をつけさせたいという推薦がないとだめなのですか。

(担当課) そうです。愛知県建設業組合連合会が母体となっているので、極端にいうと、家を自分で建てたいがために技能を身に着けたいという人は、事業所のためにならないため対象としていません。

(委 員) 訓練校を卒業後にどのように活躍しているかは追跡しているのですか。それによっては、市がそこまで負担する意味があるのかという議論になってしまうと思います。

(担当課) 卒業した後に、独立して操業したかどうかは不明ですが、活躍しているとの報告はあります。市町村がそこまで負担するかということについてですが、半田市が昔訓練校を独自でもっていた経緯を考えると、いまは 17 市町村が分担しているうえ、建設業界も負担していることから、半田市の負担も必要かと思います。

(委 員) 半田市から訓練校に行っている 5 名の方は、地元の企業に勤められている方ですか。

(担当課) 現在通っている 5 名の方は、住所が半田市の方で、造園課及び木造建築課に在籍しています。市内の建設事業所に努めている方なので、ここで技能を習得して企業に戻られれば企業でより活躍したり、独立したとしても半田市のなかでやっていただければ貢献度は高いと考えます。

(委 員) 生徒がいない市町も負担金を支出していますか。

(担当課) なかには生徒が在籍しない市町村もありますが、その場合には、生徒数による人数割が 0 円となりますが、市町村人口割部分と市町村別会員数割部分については、負担します。

(委員) 補助事業経費の決算における雑収入に、預金利息と職業訓練展即売金で 266,096 円が計上されています。即売金の内訳が大きいならば問題ないですが、預金利息が大きければ、別の口座に今までの積み上げてきた資金がある可能性があるため、内訳を確認してください。

(委員) 繰越金の額が多く、毎年増えています。理由を教えてください。
(担当課) 資金繰りのために繰越金が多くなっています。毎年概ね 4 月から 6 月までに 150 万円ほどの支出がありますので、会費や負担金を繰り越して充てています。増加理由については把握しておりませんが、確認する必要があると思いますので、確認します。

(委員) 助成按分額の 140 万円はずっとこの金額ですか。

(担当課) これまでの経緯については把握しておりません。

(委員) 今後も繰越金が増えるのであれば、この助成按分額についても見直していけるといいと思います。

【審査結果】承認：A 1（指示事項）

繰越金が増えるようであれば、助成按分額の 140 万円という数字を見直すことができるのか、また、利息の議論もあるように、この表に表れていない基金や積立金がないか確認をすること。

防災交通課 補助金-4 防犯カメラ設置費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

近年、防犯カメラは、私たちの暮らしの中に当たり前のように存在しています。犯罪を未然に防ぐ抑止効果と、犯罪発生時には容疑者の追跡と検挙に一定の効果があることは市民にも認識いただいているところです。

半田市としても、住宅地を中心とした自治区による「防犯カメラ」設置への補助制度について、本年度より地域が必要とし、設置を希望する防犯カメラに対し、補助制度を事業化しております。設置に当たっては、半田警察署の意見を伺うとともに、データの取扱いも含めプライバシーにも十分に配慮していただくよう協議しております。

補助制度の内容として、補助対象は、自治区からの申請を対象とし、一自治区への補助額は、補助率を 3 分の 2 とし、上限額を 50 万円とします。平成 30 年度におきましても、本年度の実績を紹介するなか、広く自治区に働きかけてまいりますので本年度と同額の 200 万円を要望したいとするものです。

事前に質問をいただきました、本年度の実績からカメラの購入金額にバラつきがあることから、台数を増やせるよう 1 台当たりの購入金額を設定できないか、ということについては、自治区が設置したいと考える場所と、その場所にあったカメラの機能や金額について、現地確認や見積書も参考に市と協議しな

がらカメラの仕様を決定しています。自治区の考え方や自由度を優先したいと考えており、1台当たりの購入単価を一律に設定することは考えておりません。また、ランニングコストへの補助施策はあるかということについては、例えば電気代やSDカードの購入などに係る費用につきましては、自治区の規模に応じて助成金を定めている「安心・安全なまちづくり助成金」を活用して頂けます。また、稼働状況の確認につきましても、市のガイドラインや自治区が定める運用要領に適切な保守点検を行う旨が明示されており、警察へのデータ提供の際や、運用後の時刻修正などのタイミングで稼働状況を把握して頂くよう、自治区にはお願いしてまいります。

【質 疑】

- (委 員) 自治区に応じて備え付ける金額は変わってくると思いますが、公平性についてはどうお考えですか。
- (担当課) 1地区あたり50万円までということを明確に説明しているため、その中で自治区の予算の配分や考え方によりカメラにいくら投資するか決めてもらえばよいと考えています。また、設置する場所や機種は、警察の意見も聞いて最終的に決定しています。設置の仕方に関して言えば、ポールを新規に立てて設置すればその分金額は高くなってきますので、特に不公平ということはないと考えています。
- (委 員) 住吉区の雁宿公園北側に設置するものは1台あたり23万を超えており、岩滑区の岩滑コミュニティーセンター下駐車場・前道路に設置するものは8万円くらいですが、この金額の差は、設置の方法によるものですか。
- (担当課) 設置の方法もありますし、カメラの仕様によっても金額に大きく差が出てきます。
- (委 員) それらをひとくくりにせずに、カメラ単体と工事に伴う費用で補助金額を分けておいた方が制度としては公平感が出ることもあると思います。
- (委 員) 設置後にも、時刻の修正などが必要となるとと思いますが、運用のマニュアルを作ることはありませんか。
- (担当課) 駐輪場にカメラを設置しました時に、半田市のガイドラインを作りました。これを地域に紹介をして、地域でカメラを持つときは、必ず地域の運用要領を作るようにしています。その中には、適正な維持管理という項目しかないため、数年おきに時刻の修正をするなど、メンテナンスの部分も盛り込むようにしたいと思います。
- (委 員) 正常に作動しているか確認はしていますか。
- (担当課) 警察の捜査上必要である時には、防災交通課にてカメラのデータカードを回収し、警察の方が市役所に来て確認しています。その頻度

も多いため、動いていないことはないと思います。

(委員) 要綱では街頭を撮影するためとありますが、有脇は春日社内に設置するというものも申請されています。撮影方法や向きは検査していますか。

(担当課) 完了の検査も職員がやっています。また、事前に撮影方法も提示してもらっているので、向きも確認しています。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

時刻の修正や具体的なメンテナンスのガイドラインを作成すること

開 会（市民委員審査：平成29年10月13日（金） 午前9時）

経済課 補助金-14 畜産環境対策推進事業（消臭資材の購入費）

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

畜産臭気は本市の大きな課題の一つであります。その畜産臭気対策の推進のため、畜産農家に対し、消臭資材の購入費補助を行うものです。

27年、28年の2か年にわたり実証実験を行った消臭資材のモーレスキューはアンモニアなどの物質濃度が減少するなど一定の効果を得ることができましたので、補助対象となる消臭資材の一品目に加え、29年度は光合成細菌、クエン酸、えひめA1、モーレスキューの4品目を消臭資材の購入補助品目として購入費補助を行うこととしました。

また、効果の検証を行い、効果があると判断された場合は規模を拡大すること、とのご意見をいただいています。このことについては効果のあるものは今後もその効果をPRし、規模拡大に努めてまいります。

昨年度も報告させていただきましたが、長期的な視点として、畜産ふん尿を利用したバイオマス発電施設の建設を2つの事業者が計画しており、その動向を見守りながら酪農組合と連携し、発電事業への協力をしていきたいと考えています。

最後に委員から事前にいただきました質問について、1点目、モーレスキューの効果につきましては、環境課が実施した実証実験ではアンモニアなど物質濃度が減少しており、経済課が実施した簡易検査でもアンモニア濃度の値が下がっていることが確認できました。2点目、協議書中段の成果の推移の欄の内、目標値と実績値の差が6戸になっていることにつきましては、消臭対策は消臭資材を散布するだけでなく、堆肥を市外へ運搬する方法やコーヒー敷料を使う方法、補助メニューにはないが、副資材を使って水分調整を行う方法もあり、消臭資材以外の方法で消臭対策しており、その6戸が全く何の消臭対策をしていないということではありません。

【質 疑】

- (委 員) 今、半田市内に畜産農家がいくつあるのか教えてください。
- (担当課) 今、半田市内には牛舎が 29 舎、鶏舎が 3 舎、豚舎が 5 舎あります。
- (委 員) これまでの消臭資材と比較して、モーレスキューを使用した場合のアンモニアの減少の具合は大きいものですか。
- (担当課) アンモニアの数値だけで見ると、大きく減少しています。しかし、臭気にはアンモニア以外にも色々な物質があり、アンモニア以外の数値については、あまり下がっていませんでした。
- (委 員) 今後もモーレスキューに力を入れていく予定ですか。
- (担当課) モーレスキューについては、実証実験の結果、一定の効果があるとして、元々対象としていた 3 品目に新たに追加したものであり、担当課としては、モーレスキューを含めた 4 品目に力を入れて取り組んでいきたいと思っています。
- (委 員) 新しい消臭資材の調査研究などは実施しているのですか。
- (担当課) 先月も 1 社、新たな消臭資材の売り込みが来ていました。我々では分からないため、酪農組合に確認しながら判断しておりますが、今のところ、畜産臭気を完全に消すような消臭資材は出てきておりません。ただ、畜産臭気に関しては、環境課と大同大学で共同で分析してもらっています。
- (委 員) モーレスキューが他の消臭資材に比べ、いくら高いのですか。
- (担当課) 光合成細菌が 20 のペットボトルで約 100 円です。モーレスキューは 9.5ℓ で 5,700 円です。補助率は 3 分の 1 であり、光合成細菌は価格が安いので、広く使用してもらえますが、モーレスキューは価格が高いため、経営体力があるところしか使ってもらえません。
- (委 員) バイオマス発電の話が出ておりましたが、詳細を教えてください。
- (担当課) まだ詳細については決まっていないため、話せる部分は少ないですが、1 社は食品残渣と畜産ふん尿を使ってバイオマス発電をしていきたいとのことで、具体的な話を環境課と現在調整中です。もう 1 社については、道路コンセンションの関係で、サービスエリアから出る食品残渣と畜産ふん尿を使ってバイオマス発電をしていきたいとのことで、これについてはまだ位置も決まっておらず、候補地を選定している段階とのことです。
- (委 員) 資料を確認すると、平成 29 年度の申請金額としては 130 万円ほどだと思います。平成 30 年度の協議額は 300 万円で、差が大きく、その差を埋めるための何か取り組みがあるのですか。
- (担当課) 現在、モーレスキューを 4 牛舎と 1 鶏舎が使っており、平成 30 年度はもう 1 牛舎と 1 鶏舎がモーレスキューを使用してみたいという話が来ており、新たな農家の分を含めると、協議額の額となります。

- (委員) 収支決算書の項目で、支出の部について、名称が「本年度予算額」となっていますが、「本年度決算額」の誤り、又「前年度予算額」は「本年度予算額」の誤りだと思います。注意するように指摘してください。
- (委員) 収支決算書について指摘するのであれば、区分が「畜産環境対策推進事業」となっており、事業全体の決算書のように見えますが、ここに添付している資料は消臭資材の購入に関する決算書だと思うので、消臭資材の分であることが分かるよう詳細を記載した方がいいと思います。併せて指摘してください。
- (担当課) はい、わかりました。
- (委員) 住宅街での臭気の測定はやっていますか。
- (担当課) 住宅街では臭気の測定は実施していません。市民経済部の職員が自宅で臭ったか、臭わなかったかを確認して、環境課へ報告してはいます。
- (委員) 消臭資材の実際の効果として、例えば臭気に対する苦情が減っているなど、住宅街でも効果は出ているのですか。
- (担当課) モーレスキューについては臭気の科学的な数値は下がっておりますが、実際に住宅街での効果として、苦情などの件数が減っているということはありません。
- (委員) 消臭資材を使用するタイミングは、いつですか。
- (担当課) もっとも臭いが出やすい、生のふん尿が動く時に使用しています。
- (委員) 光合成細菌が、安価で効き目もある程度あるのであれば、もっと光合成細菌の補助率を上げて、全農家に使ってもらえたら、半田市の臭気としては下がるのではないですか。
- (担当課) 臭気対策は、消臭資材のみではなく、堆肥を市外に搬出する方法や、コーヒー敷料を敷くなど色々なメニューがあり、光合成細菌をやっていない農家は、消臭資材ではない方法で対策をしてくれています。過去には酪農組合で、光合成細菌を全農家で使用する動きもありましたが、その際にそれぞれの農家で臭気対策の方法を選んできた経緯があります。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

報告書や決算書の単純な標題の誤りについて、チェックを徹底すること。

経済課 補助金-24 半田市中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

中心市街地に位置する商店街は、半田駅前商店街、中町商店街、ランブリングタウン商店街がありますが、これら商店街が行うイベント等に愛知県の補助

金を活用して、市が協調して補助することにより商店街への集客を図り、商業の活性化とクラシティを含む中心市街地の活性化を図るものです。

さらに、中心市街地には半田運河や半六邸、MIMなどの観光施設が点在しており、四季折々のイベントと連動することにより市内の回遊性向上と賑わいの創出をしていきたいと考えています。

今年度は市民盆踊り大会に合わせ、半田駅前商店街がお化け屋敷を中心に、商店街の商品を提供した抽選会などを開催しました。22日開催される「はんだまちなかフェスティバル」ではクラシティ、ランブリングタウン商店街、中町商店街、半田駅前商店街が連携し、ハロウィンイベントを軸に各商店をスタンプラリーで回り、スタンプを集めると豪華賞品があたるイベントが開催されますので、皆さんもお越してください。その他、イルミネーションの装飾や、新春落語イベントを開催する予定です。

また、次の案件に出てきます「中心市街地まちづくり支援事業」との統合を検討すること、とのご意見をいただいておりますが、本事業は商店街の販促イベントを通じて、街の賑わいを創出する商店街活性化に特化した事業です。また、愛知県の「げんき商店街推進事業費補助金」の対象事業でもあります。一方、「中心市街地まちづくり支援事業補助金」は28年度に廃止となったタウンマネジメント半田の機能を担う半田商工会議所まちづくり推進室に対し、中心市街地を魅力的なまちにするためのまちづくり推進事業に対する補助金であるため、統合は難しいと考えます。

【質 疑】

(委 員) 前回の補助金等判定会議の際に、クラシティのリニューアルオープンが、中心市街地の活性化の起爆剤になると期待しているとの発言がありましたが、実際にオープンして変化はありましたか。

(担当課) 4月にリニューアルオープンをして、しばらくの間は正直、たくさんのお客様に来ていただけているとは言えない状況でした。しかし、夏頃からクラシティの運営方法が変わり、地域の色々なイベントに参加して、イベントの最終地点をクラシティにすることでクラシティのにぎわいに繋がっています。また、クラシティで寄せ植えやヨガの講座など、色々な講座を企画し開催することで、少しずつお客様が来てくれていると実感しています。

(委 員) うまくクラシティを利用して、商店街の活性化に繋がってほしいと思います。

(委 員) 去年の補助金等判定会議にて、決算の中で繰越金が発生しており、その繰越金が商工会議所の資金に入っているような形となっているため、そもそもの補助金の負担割合となっていないと意見させてもらい、担当課長は状況を確認するとの回答でしたが、確認の結果ど

うなりましたか。

(担当課) 申し訳ありません。確認していませんでしたので、適切に確認した上で、補助金の負担割合のとおりとなるよう指導していきます。

(委員) 担当課長の異動はあるものと思いますが、昨年度の意見についての申し送りは次の課長にしっかりするようにしてください。

(委員) 中心市街地にたくさんの補助金が出ているように思います。補助金に頼らず、大きなイベントを実施している商店街や地域の人たちもいる中で、中心市街地に多くの補助金を出すことは、とても公平とは言えないと思います。過去の補助金等判定会議でも意見をさせていただきましたが、一向に改善が見られず、苛立ちや絶望も感じます。

(担当課) 今のクラシティ周辺の状況について、区画整理による影響もあると思っており、市の責任も一部においてあると感じています。その責任において、中心市街地における商店街のにぎわいを創出していくために努力していかなければいけないと思っています。

【審査結果】承認：A2（条件付き）

1. 繰越金の扱いについて、自己資金に含まれており、補助金の費用負担が守られていない状況が見受けられるため、再確認すること。
2. 中心市街地に対して補助金を出し続けることについて公平性に欠けるとの意見があったことを踏まえ、商工会議所と共に今後の事業展開を検討すること。

経済課 補助金-28 中心市街地まちづくり支援事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

まちづくり会社であるタウンマネジメント半田の廃止に伴い、タウンマネジメント半田が担っていたまちづくりコーディネート機能を半田商工会議所のまちづくり推進室に移管し、そこが実施するまちづくり推進事業に対して補助をするものです。

今年度は中小企業診断士の資格を保有するコンサルタントと契約し、創業支援や経営相談を行ってきましたがニーズも少なく回数も減少しています。

また、半田まんなかプロジェクト事業では、地域コミュニティ事業として商業機能強化を図るため、銀座本町に「まちづくりステーションカガシヤ」を開設し、週末には商業高校や農業高校の生徒さんによるチャレンジショップとして活用しています。

また、昨年、会議所のまちづくり推進室が中心となり、地域住民を中心に企業、大学、NPOなどで構成する「はんだまんなかプロジェクト」を立ち上げ、魅力あるまちづくりを進めるための検討を行い、昨年に引き続き8月18日、1

9日に半田運河において古い街並みとアートを融合させたイベントである「キャナルナイト」を開催し、市内外から多くの人に訪れていただき、半田の魅力の発信と賑わいの創出を図ることができました。

事前に委員からいただいた質問の1点目、最盛期と現在の店舗数につきまして、最盛期は平成元年で309件ありましたが、平成28年では141件と5割減少しています。2点目、よろず相談の内容につきましては、集客、売上増加に関する相談や補助金の活用方法などです。3点目、毎年、コンサルタントを受けているが必要か、新しいノウハウを得ることについては、現在のお願ひしている方は今年度で終了し、30年度以降は新たなノウハウを得るために、別の目線アドバイスできる方をお願いいたします。4点目、カガシヤの現状については、本年2月にオープンしたカガシヤは毎週火曜日、木曜日の午前中を一般に開放し、地域住民や商店街の交流拠点として活用しています。また、高校生によるチャレンジショップをオープンし、農業高校の野菜や商業高校のスイーツなどを販売しています。

【質 疑】

(委 員) コンサル委託とありますが、実際の相談件数等は把握していますか。

(担当課) 29年度はカガシヤ等において、相談業務にあたっていただきましたが、相談は減ってきており、実際には実働19日となっています。ニーズが少なくなっていることから、今相談業務にあたっていただいている方は平成29年度で契約を打ち切ったと聞いています。

(委 員) 平成28年度の収支決算書の中で、広報費に「半田まんなか通信発行」とあり、予算に対して、決算額があまりに低いと思いますが、その理由について把握していますか。

(担当課) 把握しておりませんので、確認します。

(委 員) 同じ収支決算書の支出の部で、まんなかプロジェクトの部会費用の額が予算額20万円に対して、カガシヤの家賃等で41万円程の決算となっており、倍以上となっていますが、これは何故ですか。

(担当課) 平成28年度は、まちづくり推進室ができることについて、地域の方と検討会を開き、検討した結果、JR側にも賑わいを創出する拠点が欲しいとの意見から昔喫茶店であったカガシヤを交流拠点としてオープンさせました。この検討会議の開催や、カガシヤを借りる費用等でこの決算額となりました。

(委 員) カガシヤに対して、家賃が発生していますが、どれくらいの広さの建物ですか。

(担当課) 2階建で1階は12畳、2階は6畳の部屋が2部屋の間取りとなっています。1階はコンクリート打ちになっており、靴で入っていける造りとなっていて、そこで年配の方が交流している状況です。平成28

年度に検討会を開催した際のメンバーに、地域住民の方も入っており、地域で交流拠点が欲しいという意見から話が進んだため、整備しましたが、商業の活性化の面でも使用いただくよう商工会議所に依頼をしています。

(委員) カガシヤの賃借契約期間は決まっているのですか。

(担当課) 今のところ、2年間の契約となっています。

(委員) 収支予算書にカガシヤの修繕費が計上されていますが、期限が決まっているものに対して、修繕を支払うことはいかなものかと思えます。

(担当課) 実際にカガシヤは、まだ新しく綺麗で、修繕が必要なところはないものと思えます。不測の事態のために、予算として計上しているものと思えます。

(委員) コンサル委託に多く支払っていますが、成果物はもらっているのですか。

(担当課) 実際、平成27年度は住民アンケート調査、区長・商店街理事長のヒヤリング、半田市の現状把握、まちづくり協議会立上げ準備を実施してもらっています。平成28年度は、まちづくり協議会のまんなかプロジェクトの立上げ、チャンネルナイトの立上げ、空き家空き店舗の活用検討、まちづくりステーションカガシヤのオープン、商業機能の強化のため、よろず相談を開催しています。

(委員) 成果物のようなものは出してもらっていないのですか。

(担当課) アンケート調査等の結果については、商工会議所には提出されているものと思えますが、半田市へは提出がありません。

(委員) 3年間、コンサルタントに委託してきたと思えます。ここで一旦、人を変えて実施していくということであれば、これまでの3年間の総括をしてもらい、次のコンサルタントに繋げていく必要があると思えます。

(委員) 平成29年度の収支予算書の収入と支出の額が一致していないため、担当課でしっかり確認する必要があると思えます。

(委員) 決算額を確認すると、支出額は450万円まで至っていないと思えますが、次年度の予算額が450万円である必要性を教えてください。

(担当課) タウンマネジメント半田を閉鎖する際に、まちづくり機能が低下しないよう今の予算額としていると聞いています。ただ、タウンマネジメント半田と同じことをしては意味がないため、今は色々な事業展開を模索している段階であり、決算額を見ると、実際、そこまで事業を展開できていない状況にあると思えます。商工会議所からは、来年度は知多半田駅前の商業の活性化について協議し、土台を作っていきたいとの意見は聞いております。

(委員) そういう思いがあるのであれば、コンサルタントに創業支援や経営相談をしてもらうだけではなく、中心市街地の集客化に向けた具体的なプランを立ててもらったりなど、もっと有効的な事業を実施していった方がいいと思います。

【審査結果】承認：A2（条件付き）

1. 過去の決算額を見ると、予算額 450 万円が事業の実態にあっていないと思われるため、事業実態にあった予算規模、予算内容にすること。
2. カガシヤの活用方法について、この補助金の趣旨とあっているのか、商工会議所と話し合うこと。
3. コンサルタント委託について、3 年間実施した総括的な成果物を求めること。

企画課 助成金-1 半田市シティプロモーション推進事業助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この助成金は、「半田市シティプロモーション戦略」に基づき、平成 29 年度から実施しているもので、半田市のイメージアップや認知度の向上を図るため、これに寄与する事業を実施する事業者に対して交付するものです。

平成 29 年度は 2 社に対する交付を決定しておりますが、現時点では事業が完了していないため、実績報告が提出されていない状況であります。

この助成金は、国の地方創生推進交付金の対象として採択されており、国から事業費の二分の一の交付を受けられることになっており、国の交付金の交付期限である平成 31 年度まで実施する予定であります。

助成額の上限については、同様の事業を行っている先進事例を参考に平均的な金額としています。

また委員からの事前質問で、トラックのラッピングについての効果や報告方法についてですが、トラックのラッピングは一例として挙げているもので、必ずしもトラックのラッピングのみを対象としているものではありません。また「半田市シティプロモーション戦略」では、愛知県と岐阜県、三重県、静岡県に住む方を中心に認知度を高める取組みを進めることとしており、全国的に走行する長距離トラックを想定しているわけではありません。効果については、事業終了後に測定する予定はありませんが、もしトラックのラッピングが審査に挙がってきたとしたら、審査の段階で、走行場所や走行距離だけでなく、ラッピングの内容を始めとした情報発信力や波及性の高さなどを考慮し、決定する予定です。また、2 つ目の質問、海外へのプロモーションについてはどのように考えているかについてですが、先程も説明したとおり、愛知県と近隣 3 県をターゲットとして考えておりますので、海外へのプロモーションについては考えておりません。

【質 疑】

(委 員) 平成 29 年度から始まったということですが、現在の申請状況について教えてください。

(担当課) 今年度 2 件の申請があり、2 件採択しています。

(委 員) その 2 件はどんな事業ですか。

(担当課) 1 つは、シティプロモーションサイトとといいますか、企業のホームページ内に半田市の魅力を紹介してもらえるページを盛り込んでいただけるものです。もう 1 つは、フリーペーパーに子育て世代にターゲットを絞り、半田市の住みやすさを伝える記事を掲載する事業です。

(委 員) 経緯・目的に「半田市の魅力を市内外に発信」とありますが、担当課長として、半田市の魅力は何だと思えますか。

(担当課) 「半田市シティプロモーション戦略」を策定した時に、市民の方にも参加していただき、「ふるさと応援団会議」を開催し、半田市の魅力について話し合いをしました。その中で、半田市の魅力として、大きく分けて、4 つあります。まず 1 つ目は、醸造で発展してきた歴史と山車などの文化、2 つ目は、市民活動が活発である点、3 つ目は、各地域の結びつきが強く、人の温かみを感じられる点、最後に教育・子育て面で、小学校から大学まで教育機関が揃っている点、特に高校については多くの選択肢があります。

(委 員) この助成金の目的は、観光客を増やすことではなく、定住人口の獲得のためのプロモーションということですか。

(担当課) 観光がやがて定住に結びつくことも視野に入れていますが、ただ来ていただくだけでなく、最終的に住んでいただくことを目的としています。ただ、今は住みやすいということよりは、まずは半田市を知っていただくことが大事だと思っていますので、例で挙げましたトラックのラッピングなど、半田市の認知度を高めるための事業として考えています。

(委 員) まだ新しい助成金だと思えますので、助成金自体の認知度も高めていく必要があると思いますが、現在、どのように PR していますか。

(担当課) 市報やホームページは当然掲載しておりますが、商工会議所と連携して、商工会議所のメールマガジンに掲載してもらったり、青年会議所のメール会員に情報を流していただいたり、さらには、経済課が今年度アンケート調査を取るために企業を訪問した際に PR してもらったりしています。

(委 員) 観光面でいうと、例えば、矢勝川の彼岸花の管理をする地域住民の方々が高齢になってきていたり、観光案内するスタッフの人数も足

りていない状況にあります。シティプロモーションで半田市のPRをしていくことも必要ですが、観光資源を維持していくためには、こうした足元の問題も重要であることを認識していただきたいと思えます。

- (委員) 執行協議書の事業成果の欄で、成果指標が無しとなっていますが、効果を図る手立てが何もないということですか。
- (担当課) シティプロモーション推進事業全体の目標は設定しておりますが、この助成金のみ成果指標というのは設定していません。
- (委員) この助成金のみ小さい目標でいえば、申請件数や採択件数などの事業の実績を挙げると良いのではないかと思います。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

しっかり助成金のPRをして、制度自体の認知度を向上させること。

建築課 補助金-1 民間住宅耐震改修費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助の法的根拠は、「半田市民間住宅耐震改修補助金交付要綱」と「半田市民間住宅耐震シェルター等設置費補助金交付要綱」となります。

半田市民間住宅耐震改修費補助金は、大地震の際に建物の倒壊による災害の発生を防止することを目的とし、倒壊の可能性がある住宅の耐震改修工事に対し補助をするもので、平成15年度より開始し、平成28年度までに331戸の補助を実施しております。

また、半田市耐震シェルター等設置費補助金は、耐震改修を実施しない場合でも、大地震時、設置により人命を守ることができる、耐震シェルター・防災ベッドの設置費の補助をするもので、平成24年度より開始し、平成25年度と平成27年度に、それぞれ1件ずつ耐震シェルターへの補助、平成28年度は、耐震シェルター3件、防災ベッド1件の補助を実施しております。

いずれも、大地震への備えの対策として、住宅の倒壊の抑制と被害の防止などに有用なもの判断し、また、国の耐震化推進の方針もあることから、継続した事業実施が必要ととらえております。

補助額ですが、耐震改修補助は、対象工事費等に対し、基本限度額は90万円とし、地域振興のため、市内業者で施工のときは40万円を上乗せし、最大130万円の補助額としており、耐震シェルターは、限度額25万円、防災ベッドは、限度額15万円としています。

平成30年度の協議額は、前年、前々年の実績を考慮して、想定数量を定め、補助上限額で計算しており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

なお、昨年度、この補助金の承認をいただく際の指示事項として、「人命の確

保等、安全安心なまちづくりの基本となる制度であるため、旧耐震化住宅数から空き家を除いた数値を把握し、引き続き耐震化率の向上に努めること」とご意見いただいています。

旧耐震基準の空き家の数については、地図上や現地確認で把握に努めていますが、現在のところ全体数についてまだつかみきれれておりません。

耐震化につなげる啓発活動としては、自治区での地区等の協力による個別訪問による耐震診断ローラー作戦を継続して実施し、耐震化の必要性を直接訴えるとともに、耐震改修相談会の随時実施、市報・ホームページへの掲載や、新聞広告折込みの実施などで、制度内容の紹介・PRに努めています。

【質 疑】

(委 員) 旧耐震基準の建物の件数、その内の空き家については把握していますか。

(担当課) 旧耐震基準の建物は、9,300戸ということは確認しておりますが、その内の空き家の件数は把握できてはいません。

(委 員) 実績値を見ると25件や27件となっていますが、進捗スピードとしては、これくらいなのですか。

(担当課) 本当はもっと沢山やらなければ、目標としている耐震化率には届かないと思っています。平成15年度から実施していますが、40件くらいの申請が出る年もありましたが、長年やっていると、耐震化したい人はすでに実施してしまっていて、それ以外の人掘り起しの状態となっているため、耐震化の必要性を訴えながら、実績申請数を増やしていくしかないと思っています。

(委 員) 対象となっている人は高齢で、わざわざ耐震化にお金をかける必要はないと思っている人もいるのではないのでしょうか。

(担当課) 実際に昭和56年以前に建てている方には、高齢の2人、もしくは1人世帯の方が多くなっていると実感しています。そういう方々には、耐震シェルターや防災ベッドの補助金の紹介もさせていただき、実績数を増やしていけたらと思っています。

(委 員) 防災ベッドと耐震シェルターの違いを教えてください。

(担当課) 耐震シェルターは、部屋自体を安全なものにする形で、イメージとしては部屋の中にもう1つ小さな部屋を作る様なものです。それに対して防災ベッドは、ベッドだけでして、ベッドの上に身を守るものが付いていて、物が落下してきても安全になるようになっています。

(委 員) 費用としては、いくらぐらいのものですか。

(担当課) 昨年度の実績では、耐震シェルターは44万円ほどで、防災ベッドは40万円ほどです。

- (委員) 耐震改修の補助額は昔 60 万円であったと記憶していますが、過去に比べ、徐々に補助額が増えてきていると思います。その経緯について教えてください。
- (担当課) この補助金は、平成 15 年度に国、県、市費を使って始め、当初は県が定めた補助の上限で 60 万円としておりました。平成 23 年に国がもっと耐震化率を向上させる必要があるとして、時限的に補助額を 30 万円引き上げ、平成 25 年に国の補助制度の見直しがあり、さらに 30 万円引き上げ、120 万円となりました。平成 28 年に、それまで市が市内業者を使った場合は 120 万円に加えて 10 万円分の商品券の発行を観光課が事業化しておりましたが、商品券の発行ができなくなったため、その 10 万円を補助金とし、市内業者で施工のときは、現状の 130 万円となりました。
- (委員) 新築戸数は把握できると思いますが、リフォームの戸数は建築課で確認できるものですか。
- (担当課) リフォームについては、法的な手続きが必要ではないため、全てを把握はできません。
- (委員) リフォーム業者の中で、この補助金は周知されているのですか。
- (担当課) 電話帳に載っている市内のリフォーム業者には、連絡を取って、補助金について周知しています。
- (委員) 耐震シェルター等の補助は、要綱の中で、補助対象は対象住宅 1 戸当たり 1 基となっていますが、防災ベッドの場合、2 人世帯であってもベッド 1 基分となるということですか。
- (担当課) そのとおりです。その場合、寝室全体に設置できる耐震シェルターをおすすめしています。
- (委員) 複数世帯となると、ベッド 1 基というのは使い勝手が悪いように思いますが、その点について市民の方から意見等はないですか。
- (担当課) これまで申請した方は、耐震シェルターで安く販売しているメーカーがあるため、費用面から、まず耐震シェルターを設置することから考えていると思われま。
- (委員) PR 方法はとても大事だと思います。旧庁舎の時に、庁舎内に現物を展示していたことがあったと思いますが、今の庁舎で現物を置いて来庁者に見てもらおうことはしないですか。
- (担当課) 4 月からメーカーと打ち合わせはしているところですが、今のところ、短期間で設置してくれるメーカーが見つかっていない状況です。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

1. 引き続き、旧耐震基準の住宅のうち、空き家の数の把握に努め、残りの耐震化が必要な数を把握できるようにすること。

2. 申請件数を増加させるため、PR方法について有効な手法を検討すること。
3. 耐震シェルターと防災ベッドの補助率について、公平さに欠ける補助率になっているため、他市の状況も確認しつつ、公平な補助率となるよう検討すること。

学校教育課 負担金-2 小中学校長会等負担金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

校長会等は、役職や立場を同じくする者が集まり、情報交換や研修会などを通して、よりよい学校運営や教員の資質向上に努めるとともに、学校環境の整備など国や県への要望活動を行っています。同一地域内での情報交換や国、県の動向についての情報収集の機会でもあり、いずれの会も、県下で全ての教育委員会が加入していることから加入は不可欠と考えています。

本年度の協議額については役職者一人あたりの単価及び役職者数に変更はないことから、昨年度と同額としております。

なお、昨年度の補助金等判定会議の承認条件である「知多地方小中学校長会について、29年度からは慶弔費等私的な経費は別会計とし、透明性を高めること」につきましても、教育長より本会の会長に強く改善を要請した結果、本年度の予算より、慶弔費等の私的な経費は完全に本会計から分離することができました。

また、分離された慶弔会計の運営については、各市町に働きかけをした結果、半田市だけでなく全ての構成市町において、公費を支出することなく、校長個人から徴収した負担金を充てることになりました。

なお、委員よりいただきました事前質問について、教頭会の繰越金が毎年0円である理由についてですが、会計に確認したところ、教頭会は以前からの慣例で、年度末に繰越金が0円になるよう紙などの消耗品で調整しているとのことでした。

【質 疑】

(委 員) 各会によって負担金額が異なっていますが、これはどのような過程で決まるものですか。

(担当課) 各会の負担金額は、各会の総会で発案し、承認を経て決定しています。

(委 員) 校長会の決算書の中で、平成28年度では事務費として挙がっていたものが、平成29年度では需用費として計上されています。他の教頭会では事務費、事務職員研究会では消耗品費等の名称となっており、統一されていない印象があります。

(委 員) 教頭会の繰越金について説明がありましたが、繰越金を備品の購入

で調整しているというのは、負担金の使い方として問題があると思います。他の会では繰越金として残しており、無理やりに使う必要はないものと思います。

(担当課) 繰越金として残さないよう無理やりに消耗品を購入しているということであれば、誤った使い方と思いますので、事務局に伝えさせていただきます。

(委員) 事務職員研究会の年間行事の中で、全国研究大会や東海地区研究大会とありますが、決算書の中に旅費の支出がありません。会議費の中に含まれているということですか。

(担当課) 旅費については、会議費の中に含まれているものと思います。

(委員) 先ほどの意見でもありましたが、他の会では旅費が別になっていたり、研修費となっていたりと、統一感がないように思いますし、会議費の中に全て含まれてしまうと、真に必要な額が分かり難くなると思います。

(委員) 事務職員研究会の収支決算書の支出の中で、総務部費や広告部費など部費の支出がありますが、決算額を見ても端数がなく、予算額のまま支出しているように見えます。余剰金が出ているかどうかなど、支出の詳細まで担当課で確認する必要があると思います。

【審査結果】承認：A2（条件付き）

1. 各会で決算書の項目が異なっており、統一を図るよう事務局に提言すること。
2. 知多地方小中学校教頭会の決算書について、繰越金が出ないよう事務費等で調整しており、適正な負担金額が分かり難くなっているため、調整のための支出を改め、繰越金として決算するよう提言すること。

学校教育課 負担金－4 愛知県学校保健会負担金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この負担金は、県内の幼稚園・小中学校・高校、及び特別支援学校に通う児童生徒の健康維持を目的とする愛知県学校保健会への負担金で、研修会や調査研究を行うとともに、日本学校保健会など上部組織との連携や関係資料の刊行・紹介などを行っています。

本会の研修会には半田市からは学校医、養護教諭、指導主事などが参加し、情報交換など資質の向上につながっております。

今年度の協議額は、当初 1,000 円減で提出しておりましたが、今月初めに正式な通知があり、積算根拠のとおり、昨年度の予算額と同額となりましたので、差し替えさせていただきました。

なお、昨年度の承認条件である「会の事業内容、事務決裁、予算の支出の課

程などに意識的に関わっていくこと」については、会の事務的な意思決定は愛知県教育委員会の部局である保健体育スポーツ課において行っていることが確認できたため、今後、会の事業に対する意見や疑義が生じた場合は、事務局に直接申し入れをしたり、事務担当者会議への参加の機会に確認してまいります。また、加盟団体として、効率的・合理的な運営に努めてまいります。

【質 疑】

(委 員) この負担金は愛知県学校保健会の負担金ですが、半田市学校保健会もあるのですか。あるならば、その会の会費はどうなっていますか。

(担当課) 半田市学校保健会もあります。会で必要な経費は学校教育課が予算化して支出しており、活動内容としましては、児童、生徒の学校での健康診断業務が主であります。健康診断のマニュアルは毎年変更があり、そうした情報も愛知県学校保健会に加入していることで入手できているというメリットがあります。また健康診断のデータについて、管理ソフトで管理していますが、その管理ソフトも愛知県学校保健会から支給されたソフトを使用しています。

(委 員) 執行協議書の交付実績等の欄の平成 28 年度実績において、50 万円の積立金とありますが、決算書上では支出に 50 万円の積立金が見当たりません。積立金の考え方を教えてください。

(担当課) この積立金は、5 年毎に発行する「管理と指導」という冊子の作成費用であり、50 万円ずつ積み立てることとなっています。平成 28 年度は、積立金として別会計には出しておらず、繰越金の中に入ったままとなっています。

(委 員) 繰越金の中に入ったままにしてしまったら、繰越金が膨らむだけで、積み立てたことにはならないと思います。また、平成 29 年度の予算書では、支出に 50 万円の積立金が計上されています。

(委 員) 決算書の支出額に人件費が入っていますが、どこの部署で、どういった人を雇っているのですか。

(担当課) 事務局である愛知県教育委員会保健体育スポーツ課で、本会の事務を担う人を雇っています。

(委 員) こうした積立金の取扱いについて、その事務局の人に確認する必要があると思います。

(委 員) 積立金については、「管理と指導」の冊子作成に必要ということであれば、別の通帳を設けて、冊子の作成費用分を毎年、会の決算から支出し、別の通帳に入れて管理する必要があると思います。その際に、別の通帳にいくら積み立てられたのかも、決算書と併せて報告を受けることで、明朗会計となると思いますので、事務局と確認してください。

【審査結果】承認：A2（条件付き）

決算書の積立金の取扱いが不明で透明性に欠けるため、積立金の取扱いを改め、明朗会計となるよう事務局に提言すること。